

# オスマン検地帳に見る18世紀初頭 イランの地方社会 (1)

—イラン西部アルダラーン地方の農村と遊牧民社会—

山口 昭彦

はじめに

前近代イランの農村や遊牧民についての社会経済史研究は、イラン史研究においてもっとも立ち後れた分野のひとつである。これは、研究者自身の関心が薄いことを別にすれば、ひとえに史料的制約による。小論は、この分野における史料のひとつとして、これまであまり利用されることのなかったオスマン史料を紹介し、その分析に基いて18世紀初頭イランにおける一地方の農村や遊牧部族集団に関してその人口規模をはじめ若干の特徴を提示しようとするものである<sup>(1)</sup>。利用する史料は、一般に *tahrir defteri* と呼ばれる租税台帳である。慣例にしたがってここでは「検地帳」と呼ぶ。これらは、1722年にアフガン族による攻撃の前にサファヴィー朝が混乱に陥ったのを受けてイランに侵攻したオスマン朝が、1723年から30年にかけてイラン西部一帯を占領した際に各地で作成したものである<sup>(2)</sup>。台帳には、町や村、あるいは部族集団ごとに、その名称と行政上の帰属、そこに所属し担税義務を負う全成人男子の名、支払うべき税目と税額が逐一記されており、これらの記録は各地域の集落規模や生産活動などに関する豊富な情報を提供している<sup>(3)</sup>。

ところで、オスマン史研究においては、しばしば同一地域について時代の異なる複数の検地帳を比較考量することによって当該地域における社会経済史的状況の通時的変動を検証することがめざされてきた。しかるに、イラン諸地域

に対するオスマン朝による検地は各地域についてほぼ一度きりであり<sup>(4)</sup>、現時点ではイラン側に類似の史料が見あたらない以上、特定地域における通時期的変化をたどることは難しい。翻って、これらイラン関係オスマン検地帳によって記録された地域は広大である。すなわち、それらはコーカサス、アゼルバイジャン、コルデスターン（アルダラーン）、ハマダーン、ケルマーンシャー、ロレスターンなど、イラン西部のほぼ全領域を含むものになっている。つまり、18世紀初頭という特定時期にコーカサスからロレスターンまでかなり広範な地域にわたって検地帳が作成され、残存しているということは、これら検地帳を用いた空間的比較が可能であることを意味している。そもそも、基本的には担税者名簿と税目・税額のみが記された、ともすれば無味乾燥な史料である検地帳を用いて、そこに記された集落や遊牧民の具体相を推し量るのは決して容易な作業ではない。しかし、台帳の記録に統計処理を施すことによって、人口規模や税目・税額から見た生産活動を広い範囲にわたって鳥瞰することができるのは検地帳ならではのあり、このような史料に乏しいイラン史研究にとってこれらイラン関係オスマン検地帳のもつ価値は高い。

ただし、台帳はそれぞれ大部であり、これを一度に分析するのは難しい。本稿では、今後、残存するすべての台帳によってイラン西部地域についてより広範囲な比較を行うための準備作業として、これらの台帳のうち、まず一例としてアルダラーン州（現在イラン西部に位置するコルデスターン州に相当）に関するものについて検討する。この地方は、クルド系住民が多数を占め、アルダラーン家という名家がサファヴィー朝中央権力の主権を認めつつ一定の独立性を保ちながら統治していた地域である。ただし、検地帳が作成された時点では、アルダラーン地方の西隣、オスマン朝下のシャフRezûル地方を支配していた同じくクルド系のバーバーン家の Hâne Mehmed Paşa が一時的にアルダラーン地方を統治しており<sup>(5)</sup>、オスマン朝によるイラン占領下でもその支配権を認められていた。

以下では、はじめにアルダラーン州検地帳の由来や形式等について考察したうえで、この地方の農村や部族集団について検地帳から知られるそれぞれの規模やその他の特徴を読みとることにしたい。その際、データを統計処理することによってはじめに州全体の一般的な像を提示し、それを補完する形で個々の地域や事例の特殊性を指摘することにする。こうした方法を採用することによってこの地方の農村や遊牧民社会の多様な存在様式の一端を明らかにできるはずである。

## I. 史料について

### 1 作成時期

問題の検地帳は、現在、トルコの総理府古文書総局においてTT1066<sup>(6)</sup>として所蔵されている。その形態は、縦56cm、横24cmであり、全体で319葉を含む大部のものである。残念ながら、損傷のため台帳の上部がわずかに欠けており、若干のデータが失われている。また、検地帳にはしばしばカーヌーンナーメ（法令集）kânûnnâmeという、各地域における慣習に依拠した、もっぱら徴税に関わる細目を記したものが添付されており、検地帳の分析にあたって重要な史料となっているが、くだんの検地帳にはかかる法令集は付されていない<sup>(7)</sup>。

検地帳自体には作成時期や背景について記されていないが、オスマン朝中央から発せられた命令など重要事項を記録したミュヒンメ台帳 Mühimme Defterleri<sup>(8)</sup>の中には、オスマン朝によるイラン西部地域の征服過程やそこの占領行政に関して中央政府から発せられた多くの勅令を見いだすことができ、幸い占領地域における検地に触れたものもいくつか存在する。これらの内容を分析することによって、おおよその台帳作成時期や検地に従事した検地役人を特定することができる。

まず、検地の施行が決定された時期を示すものとして、1137年サファル月上旬（1724年10月）付の勅令がある<sup>(9)</sup>。それによると、オスマン軍ハマダーン方面司令官 ser'asker であった Ahmed Paşa が、新たな征服地のうちケルマーンシャー、ハマダーン、アルダラーン諸地方に包含される村や町についてあらためて検地 tahrir が必要であり<sup>(10)</sup>、検地役人 muharrir 一人と複数の財務局書記 defter-i hâkânî kâtibleri の派遣が求められる旨、中央政府に対して報告したのを受けて、当時バスラ財務官 defterdâr であった Mustafâ Fehim なる人物（後に出てくる同名の人物と区別するため、以下では財務官ムスタファー・フェヒームとする）を検地役人に任じ、ハマダーンへ向かうよう命令したとある。彼が任じられた理由として、当時バスラにあって上記征服地に近かったことと、それまでにも検地に従事したことがあり、その業務に精通していたことが挙げられている。そして、彼以外にも、財務局書記3人を現地に派遣することも述べられている。一般にオスマン朝各地で実施された検地では、検地役人とそれを補佐する数人の書記が任じられている<sup>(11)</sup>。この点、イランにおけるこの検地でも同様の陣容が取られたといえる。

検地実施の命令が発せられてから一月ほど後の1137年ラビー・アルアッワル月上旬（1724年11月）付命令では、財務官ムスタファー・フェヒームに加え、財務局書記の一人で当時東アナトリアのヴァーンにいた Mustafâ Rûmî もまた、前者とともに検地に従事するよう、当該命令に先立って指示されたとある<sup>(12)</sup>。ただし、彼の場合は特に検地役人に任じられたとは記されておらず、おそらく書記として検地に携わったものと考えられる。さらに同じ勅令の中で、検地の一刻も早い完了のため、財務局書記の一人 Mustafâ Fehim（以下、書記ムスタファー・フェヒーム）を検地役人に任命したことが明らかにされている。かくして、この時点では2人の検地役人を含む少なくとも都合3人の人物が上記征服地の検地業務に任命されたことになる<sup>(13)</sup>。なお、1年後の1138年ラビー・アルアッワル月中旬（1725年11月）付勅令は、財務官ムスタファ

ー・フェヒームをハマダーン財務官としても言及しており、正確な時期は不明だが、彼がハマダーン財務官にも任じられ、検地役人職と兼任していたことがわかる<sup>(14)</sup>。

さらに、1138年ジュマーダー・アルアーヒラ月下旬(1726年2-3月)付の別の勅令によれば<sup>(15)</sup>、宮廷門番長 kapucubaşları の一人 Kara Hasanzâde Ahmed なる人物も、2人のムスタファー・フェヒームとともに検地に従事するべく、上記諸地域の検地のため「代理人 mübâşir<sup>(16)</sup>」に任命されている。ついで、およそ4ヶ月後の1138年ズー・アルカーダ月下旬(1726年7月)付勅令は、この時点で検地が完了していない地域についてはカラハサンザーデ・アフメドと書記ムスタファー・フェヒームがそれぞれ検地役人として検地を担当し、財務官ムスタファー・フェヒームについてはハマダーン財務官として徴税業務に専念するよう命じている<sup>(17)</sup>。ところが、1139年ラビー・アルアッフル月上旬(1726年10-11月)付勅令では、書記ムスタファー・フェヒームと他の検地役人たちとの間に対立が生じたことが明らかにされ、書記ムスタファー・フェヒームはイスタンブルに召還され、かわって別の書記が送られることが決定されたとある<sup>(18)</sup>。こうして最終的には、検地役人は宮廷門番長のカラハサンザーデ・アフメド一人となり、彼を何人かの書記が補佐する体制ができあがった。これ以降は、検地役人の交代に関する命令が見られないこと、また、後に見るように検地業務の最終段階である検地帳の清書に関する勅令の中でカラハサンザーデ・アフメドのみが検地役人としてただ一人言及されていることから、彼が最終的に検地を完遂させたものと思われる。

検地の終了時期については、少なくともハマダーン州に関しては、1141年ムハッラム月下旬(1728年8-9月)付勅令において、検地帳の清書 tebyîz が現地では不可能との理由で、カラハサンザーデ・アフメドと帝国財務局の二人の書記に対して、イスタンブルに戻って清書する許可を与えるとされているので、遅くともこの時期には検地作業が終了していたのは間違いない<sup>(19)</sup>。また、

先に紹介した1138年ズー・アルカーダ月下旬（1726年7月）付勅令によれば、カラハサンザーデは書記ムスタファー・フェヒームとともにハマダーン、ロレスタン、ケルマーンシャー、アルダラーン各州のうち、その時点で検地未完の地域に対する検地を命じられており、これらがすべて終了しない限り中央に召還されることがないことを考えれば、この時点でハマダーン州以外の諸州の検地も終了していたと考えねばならない。一方、1141年ムハッラム月下旬付勅令からおよそ半年を経た同年ラマダーン月中旬（1729年4月）付の勅令は、この時点でもなおアルダラーン州については検地帳が整備されておらず、この州からの収入が明確になるまで、ハーネ・メフメド・パシャの「用人 kethüdâ」が提出した、この州に関する「要録簿 defter-i hulâsa」をもとに、当該州の収入やそれに応じた騎兵の徴発が決められたとしている<sup>(20)</sup>。以上を要するに、1141年ムハッラム月下旬の時点では、アルダラーン州についてもおそらくすでに検地作業自体は終了していたが、台帳としてはまだ整備されていなかったものと推定される。1137年サファル月に検地の実施が命じられてから完遂まで、およそ4年の歳月が費やされたことになる。

## 2 構成と形式

検地帳の構成は表1の通りである。行政区分はエヤーレト eyâlet—リヴァー livâ—ナーヒエ nâhiye という階層構造をなし、アルダラーン州（エヤーレト）は7つのリヴァーに区分される。このうち、ジャヴァーンルード、バーネ、アフシャルの3つのリヴァーを除く4つは、その各々がさらにナーヒエに分割される。そして、ナーヒエに対し町や村などの集落、あるいは部族集団が所属している。ジャヴァーンルード、バーネ、アフシャルは、ナーヒエに分割されず、各リヴァーに直接、集落が属する形になっている。

このうち、アフシャル・リヴァーは、トルコ系のアフシャル族（オル—

ミーイエ湖南に居住していたもの)を一つの行政単位としたものである。しかし、このアフシャル族の居住地として検地帳に記されるサールークルガンやミアンドアーブはむしろマラーゲとの関係が深い地域であり、これについてはマラーゲ地方の検地帳の分析と併せて検討するのが適当であると考えた。したがって、ここではアフシャル族に関する部分は考察から割愛する。

さて、ナーヒイエ(またはリヴァー)は、町 *kasaba*<sup>(21)</sup>、村 *karye*、冬营地 *kışlak*、枝村 *mezra'a*<sup>(22)</sup>、部族集団 *cemâ'at*<sup>(23)</sup> から構成される。台帳では、ナーヒイエごとに(あるいは、場合によっては複数のナーヒイエがひとまとめにされて記されることもある)、そこに含まれる集落や部族集団などについて1から順に番号が付され、その徴税額と一緒に列挙されている。つまり、こうして番号を付されたものがそれぞれ一つの徴税単位をなしていたのである<sup>(24)</sup>。これら番号を付されたものを詳細に見ると、通常、一つの集落(町、村、冬营地など)が単独で徴税単位となっているが、場合によっては複数の集落(町と村、複数の村、一つないし複数の村と一つないし複数の冬营地などいくつもの組み合わせがある)が一つの番号のもとにまとめられている例も少なくない。また、無人となった、あるいは廃墟となった集落であっても、その旨が記されたうえで<sup>(25)</sup>、しばしばそれがどの集落に近接しているか、あるいは周辺にどの程度の耕地をもっているかなどが付記されている。ここには、当該地域に存在する、ありとあらゆる集落をその状況とともに把握しようとするオスマン当局の姿勢がうかがえる。

次に、これら徴税単位となった個々の集落や部族集団について台帳における記述の形式を説明するが、その前に、オスマン朝における担税者、とりわけ耕作民の把握の仕方について触れておかねばならない。

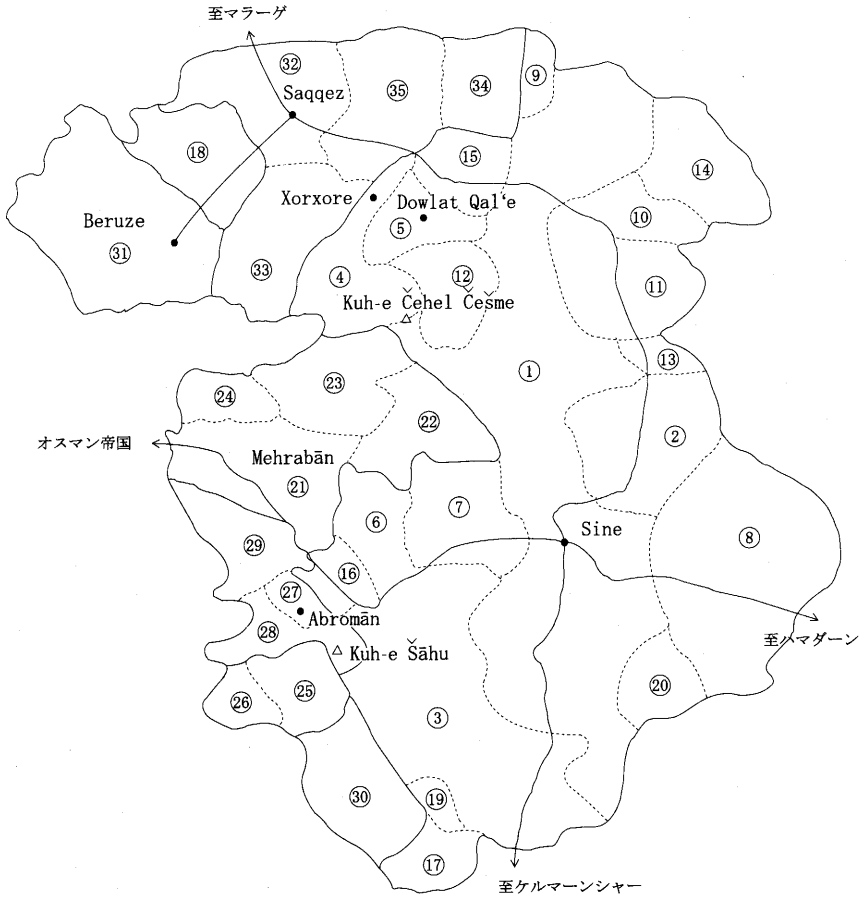
一般にオスマン検地帳において、農民は、その土地保有の規模、既婚・未婚の別により、次の5つの耕作税上の地位が割り当てられた。まず、一番基本となるのがチフト農民である。これは、1チフト *çift*、すなわち、一对の牛馬に

表 1

検地帳の構成		
リヴァー	ナーヒエ	地図上の番号
Sine	Hasanabad	1
	Hoseynabad	2
	Palangan	3
	Xorzore	4
	Dowlat Qal'e	5
	Kurevas	6
	Kalāte Arzān	7
	Yeylāq	8
	Gol Depe (1)	9
	Karāftu	10
	Āgā Jari	11
	Āb Bāre	12
	Zāge	13
	Šeyx Tursun	14
	Bātmāq	15
	Kamare	16
	Revānsar	17
	Qal'e Diz	18
	Šādīābād	19
	Ramešt	20
Mehrabān	Mehrabān	21
	Poltrān	22
	Tanavvare	23
	Xāv	24
	Pāve	25
	Dāvān	26
Abromān	Abromān	27
	Lahun	28
	Šāhiyān	29
Javānrud		30
Bāne		31
Saqqez	Saqqez	32
	Gowrak Qal'e	33
	Kol Depe-2	34
	Uzun Seqāl	35
Afšār		



オスマン検地帳に見る18世紀初頭イランの地方社会 (1)



検地帳に見るアルダラーン州の行政区分

(実線はリヴァーの境界、点線はナーヒエの境界を表す。

ただし、いずれも各ナーヒエに属する集落の分布をもとに推定)

- 検地帳にあらわれる町
- 主要通商路

アルダラーン州検地帳 TT1066 の一部 pp.113-114

114

Handwritten entries on page 114, including musical notation and text. The entries are arranged in several groups, with some lines starting with a horizontal line and others with musical notation. The text is written in a cursive script.

Handwritten entries on page 114, including musical notation and text. The entries are arranged in several groups, with some lines starting with a horizontal line and others with musical notation. The text is written in a cursive script.

犁を引かせて耕作可能な土地を保有する農民を指す。チフトは、ペルシャ語で本来はくびきを意味する *joft* に由来し、イラン世界でも一對の牛ないし馬で耕作可能な土地の広さをあらわし、しばしば耕作規模を示すために使われることばである。これに対し、1チフトの半分の土地を保有するものは *nim-qift* と呼んだ。さらに、1/2チフト未満の土地を保有する場合は、既婚・未婚の別により、既婚でなおかつ耕地を保有するものは *bennâk*、全く耕地を保有しないものは *caba*、未婚のものは *mücerred* とみなされた<sup>(26)</sup>。このうち、ベンナーク以上、つまり、検地帳でチフト、ニーム・チフト、ベンナークと規定されたものがそれぞれひとつの戸 *hâne* を構成するとされる。

アルダラーン州検地帳においては、これら5つの範疇のうち、チフト、ニーム・チフトは見あたらず、残りの3つ、すなわちベンナーク、ジャバ、ミュージェツレドのみを見いだすことができる。つまり、原則に従えば、この地方では1/2チフト未満の土地を経営する零細な農民しかいなかったことになる。ハーネの用法も原則通りであり、書記の誤りと思われるもの以外では、この検地帳ではハーネの数とベンナークのそれが一致する。なお、検地帳では、ミュージェツレド、ジャバともに、ベンナーク農民の兄弟ないしは息子の場合が圧倒的であり、このうちミュージェツレドが未婚成年男子をあらわすことから、ここでジャバとされているのは、既婚で、なおかつ父親あるいは兄弟から戸として独立していないものを指すのではないかと考える<sup>(27)</sup>。

個々の徴税単位の記述形式は以下の通りである。まず、当該集落が町か、村か、冬営地か、あるいは部族集団であるかが、その名称とともに記される。その後、その所属先としてナーヒエ名（あるいはリヴァー名）が記される。ついで、そこに帰属する担税者の一覧表が記される。そこでは、一列につき6名が右から左へ順に列挙され、本人の名前とその父、兄弟、あるいは場合によってはおじの名がその続柄とともに記載される。また、農民の場合には、各々について上記のごとき耕作税上の地位（ベンナーク、ミュージェツレド、ジャ

バ) が略号によって示される<sup>(28)</sup>。その他、イマーム、ムアッズインなど宗教上の役職にある場合には、通常は耕作税上の地位などが記される部分に、その旨記載されるが、この場合、耕作税が免除されていたと思われる。また、預言者の血を引くサイドや神秘主義教団のシャイフの中には耕作税上の地位に関して全く記載のない場合があるが、彼らもまた、耕作税を免除されていたと考えられる<sup>(29)</sup>。

担税者一覧の後、「収入 *hâsıl*」ということばに続いて個々の税目と税額が記される。台帳ごとに異同があるが、アルダラーン州の検地帳では以下の税目が見られる。なお、税額の貨幣単位については台帳の中に記されておらず、不明であるが、通常検地帳がアクチュを貨幣単位としていることから、ここでもとりあえずアクチュとしておく<sup>(30)</sup>。

まず、耕作税として、チフト税 *resm-i çift*<sup>(31)</sup>、ベンナーク税 *resm-i ben-nâk*、ミュジュツレド税 *resm-i mücerred*、ジャバ税 *resm-i caba* (後二者は、ミュジュツレド・ジャバ税として一つにまとめられてその合計額が記されていることもある) が記される<sup>(32)</sup>。ついで、まず、小麦 *gendüm*、大麦 *şa'îr*、ミツレット *erzen*、飼料用レンズマメとカラスノエンドウ *gâvdâne ma'a sengek* の4 つについては、*harvâr* であらわされたその課税量とそれに相当する課税金額が併記される。他の収穫物については、棉花税 *öşr-i penbe*、タバコ税 *öşr-i tenbâkû*、ヒマ税 *öşr-i kerçek*、エンドウとレンズマメ *öşr-i nuhûd ma'a mercimek*、ウマゴヤシと菜園税 *öşr-i yonca ma'a bûstân* として、その課税金額のみが表記される。また、牧畜を対象としたものとして、羊税 *âdet-i ağnâm* があつた。そのほかにも、畑番税 *âdet-i deştbanî*、婚姻税 *resm-i 'arûsâne*、耕地登録税 *tapu-yı zemîn*、水車税 *resm-i âsiyâb*、雑税 *bâd-ı hevâ* などが列挙されている。以上の諸税が、住民のいる、ほぼすべての村に対して課せられたのに対し、養蜂税 *öşr-i kovan*、米税 *öşr-i çeltük*、クルミ税 *öşr-i ceviz*、乾燥果実税 *öşr-i mîve-i mütenevvi'*、なし税 *öşr-i emrûd*、特殊耕地税

resm-i zemîn, 冬営地稅 resm-i kışlak, 牧草地稅 resm-i otlak などが一部の集落にのみ課せられた。税目表の末尾には課税総額が記された。なお、場合によっては、個々の税目や税額が記されることなく、「收穫物, チフト税, ベンナーク税, ミュジェツレド税, 羊税, 雜税, その他の諸税からの収入 hâsil ıc an'îl-gallât ve resm-i çift ve bennâk ve mücerred ve ıcadet-i ağnâm ve bād-ı hevâ ve rûsûmât-ı sâire」などとして課税総額のみが提示されている場合もある。

## II. 検地帳に見るアルダラーン地方

### 1 アルダラーン州概観<sup>(33)</sup>

アルダラーン州とされた地域は、現在のイランの西部に位置するコルデスタン州にほぼ相当し、西ではオスマン朝、北ではアゼルバイジャン、南ではケルマーンシャー、東ではハマダーンと接し、地形的にはザグロス山脈の一部を構成する山岳地帯である。とりわけ、州のほぼ中心に位置する州都サナンダジュ（検地帳に従い、以下ではスイネ）と北西部のバーネーサッケズの間（チェヘル・チェシュメ山 Kuh-e Čehel Češme）、および州南部パーヴェの北側（シャーフー山 Kuh-e Šāhu）などでは、3000メートルを超えるけわしい山脈がそびえている。一方、スイネから南へカーミヤーラーンにかけてのケシュラーク川沿いや、あるいは州南部レヴァーンサルやジャヴァーンルード地区にも低地が広がり、また、オスマン朝と境を接するマリーヴァーン（以下メフラバーン）周辺も平野に覆われていた。これに対し、州の東半分には高原地帯が広がっている。大陸性の気候で、冬は厳しく、年間を通じて4ヶ月間にわたって雪が降り、平地など相対的に低いところでも春半ばまで降雪がある。

山岳地帯の広がるこの地方は、一般に乾燥地域に属するイランのなかでも相対的に降水量も多く、基本的には天水による非灌漑農業が可能な地域となって

いる。他方で、山脈の間に形成された谷間を流れ出る水流が各地で河川を形成し、それぞれ西はシャトルアラブ河、北はオルミーイェ湖、あるいはカスピ海に通じるいくつもの河川網が縦横にアルダラーン州各地を流れ、灌漑農業のための重要な水源を構成していた。また、検地帳に登録された村の名前に、češme, kanī, bulak (それぞれ、ペルシャ語、クルド語、トルコ語だが、いずれも泉の意)などの語をしばしば見るように、自然のわき水が出る地域も少なくなかった<sup>(34)</sup>。後に見るように、地域によっては、峻険な山間地やあるいは石が多いために農耕に適さない土地もあるが、一般には豊かな水を利用した農業生産が営まれていたと考えられる。なお、大きく分けて州の西側では、各地に森林地帯があり、そこからの木の実の収集などが重要な生計手段となっていたが、東半分では森林は見られなかった。

この地方の住民は、農民や遊牧民が大多数を占めていたが、州各地には検地帳でカサバと呼ばれる町が点在していた。州全体で7つの、これらの町の周辺ないしは内部には、例外なく耕地が広がっており、町には耕作にたずさわる住民も少なくなかった<sup>(35)</sup>。他方で、町特有ともいえる手工業や商業も発展していた(表2参照)。手工業としては、多くの町で皮なめしや染色が営まれ、その他、一部の町では蠟燭づくりなども行われていた。商業活動で注目すべき

表 2

主なムカーター								
	担税者数	染色場	皮なめし場	屠殺場	蠟燭工場	市場	隣商宿	ラーフダール
Sine	1425	○	○	○	○	○	○	○
Xorxore	22	○						
Dowlat Qal'e	68							
Mehrabān	146	○	○	○				○
Abromān	276	○	○				○	
Beruze	463	○				○	○	○
Saqqez <sup>1</sup>	469	○	○	○				○

<sup>1</sup> サクセスには店舗が39軒あったことが検地帳に記されている。

は、南北と東西に走る交易路がアルダラーン地方を周辺地域と結びつけていたと考えられることである。すなわち、タブリーズ・マラーゲ方面とケルマーンシャー方面を結ぶルートと、オスマン朝のアレッポ・モースル方面とイランのハマダーン・エスファハーン方面を結ぶルートである。そして、州のほぼ中央に位置し、両ルートの結節点をなしていたのが、州都スイネであった。17世紀に数度にわたってイランを訪れた仏人商人 Tavernier は、ある時アレッポからエスファハーンに至る際に、上記二つのルートのうちの後者を利用している。彼は、まずオスマン朝との境に位置するメフラバーンに入り、その後、スイネを経て、ハマダーン、そしてエスファハーンへと向かった。彼によれば、このルートはイランに向かう通常の経路ではなく、危険ではあるが、アレッポからエスファハーンへ58日で到着できる、より早い経路であり、また関税負担の小さいルートであったという<sup>(36)</sup>。実際、検地帳によれば、アルダラーン各地の町に隊商宿 *kârvânsarây* が作られていたり、また、サファヴィー朝期に通商路の各地に配置されて、旅行者の安全を図るとともに、彼らから通行税を徴収したとされる *râhdâr* たちが州各地に常駐していた<sup>(37)</sup>。

## 2 村

### ① 対象の限定

原則として、*karye* と称されるものがここでの分析対象となる。ただし、統計処理に当たり、対象となる村を以下のように限定しておく。すなわち、ここでは、単独で徴税単位となっている村と、複数の村が単一の徴税単位をなしている場合で、しかもいずれの場合も住民が存在するもののみを対象とする<sup>(38)</sup>。複数の村が一括されている場合は、個々の村をそれぞれ一つの村と数え、またその税額は各村落の担税者数に応じて分配することにする。一方、カルイエであっても、明らかに遊牧民や他の村落の冬营地となっているものはここでは扱わず、後に取り上げる<sup>(39)</sup>。さらに、通常の村であっても、上記のような冬営

地と組み合わせられているものは対象外とする。それらの税額は一括して記されているが、複数の村のみで一括されている場合と異なり、村と冬営地では特殊な関係が存在する可能性があり、単純に担税者数に応じて分配するのは難しいと考えたからである<sup>(40)</sup>。また、検地帳に記載されたカサバのうち、XorxoreとDowlat Qal'eは周辺の複数の村とまとめられて一つの徴税単位を形成し、しかも、人口規模、生業の面で通常の村とほとんど変わらないので、これらもここでの対象に含むこととする<sup>(41)</sup>。以上の制限を設けた結果、検地帳全体でカルイエとして登録されている1121村のうち、936村が分析の対象となる。

## ② 住民規模と耕作規模

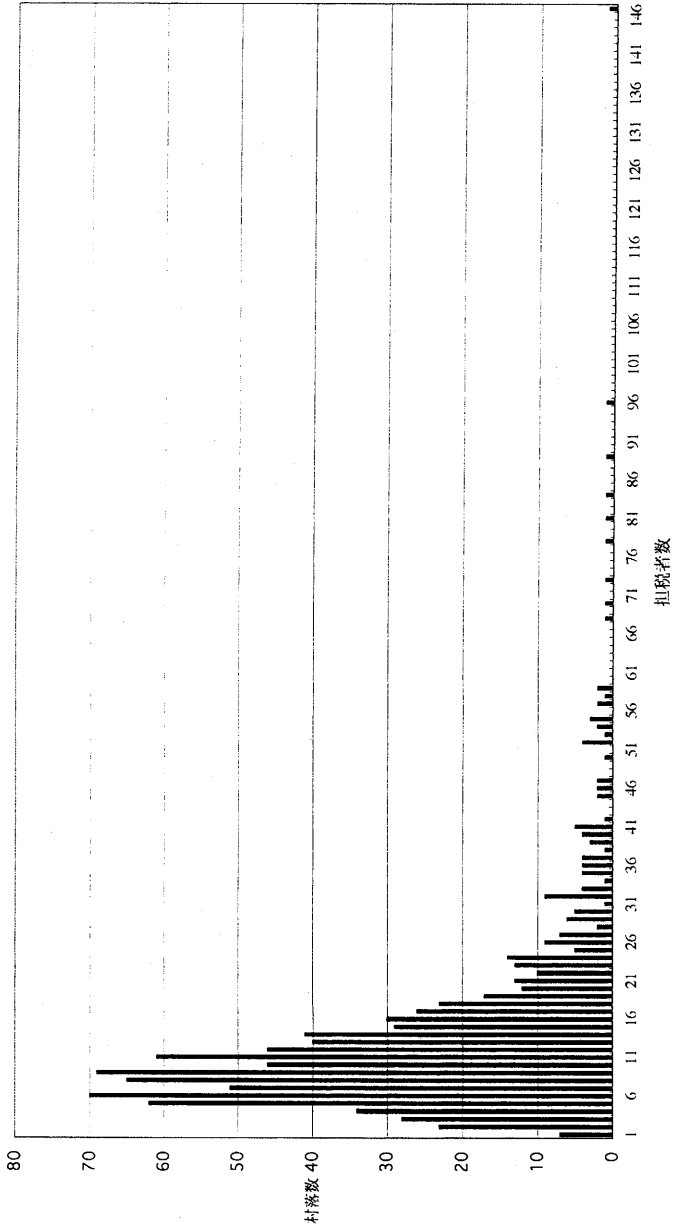
はじめに、これらの村の住民数に見られる傾向を各村に登録された担税者の数によって示すが、その際、若干の操作が必要である<sup>(42)</sup>。

まず第1に、上記のごとく、アルダラーン州検地帳では、耕作者としてベンナーク、ミュジェットド、ジャバの3類型のみが見られるが、これら3類型の人数を合わせた合計を各村の担税者数とする。ただし、先に述べたように、耕作者としての地位が付されていない（そのほとんどがサイド、シャイフなど宗教指導者）か、あるいはそうした地位のかわりにイマームやムアッズィンなどの宗教上の役職が記されているものがあり、これらはベンナーク税、ジャバ税、ミュジェットド税などの耕作税については免税特権を得ていたと考えられる<sup>(43)</sup>。しかし、彼らもまた、村の住民を構成する成年男子であることを考慮し、ここでは形式上担税者の中に含め、上記の3類型の合計と合わせて村の総担税者数＝総成年男子数とする。

ところで、実際にその名前が担税者名簿に記されているベンナーク、ミュジェットド、ジャバなどの人数と、税目・税額表に記された耕作税の額から逆算したそれぞれの人数との間にわずかながらずれがある場合が少なくない。これは、おそらく書記による計算ないしは筆写の際の誤りと思われるが、ここでは



図1 担税者数ごとの村落数



原則的に前者を採用した。ただし、先述のように、若干のデータが失われており、担税者名簿の一部あるいは全部が欠落しているものもある。このような場合には耕作税の額から逆算して担税者の数を求めた。

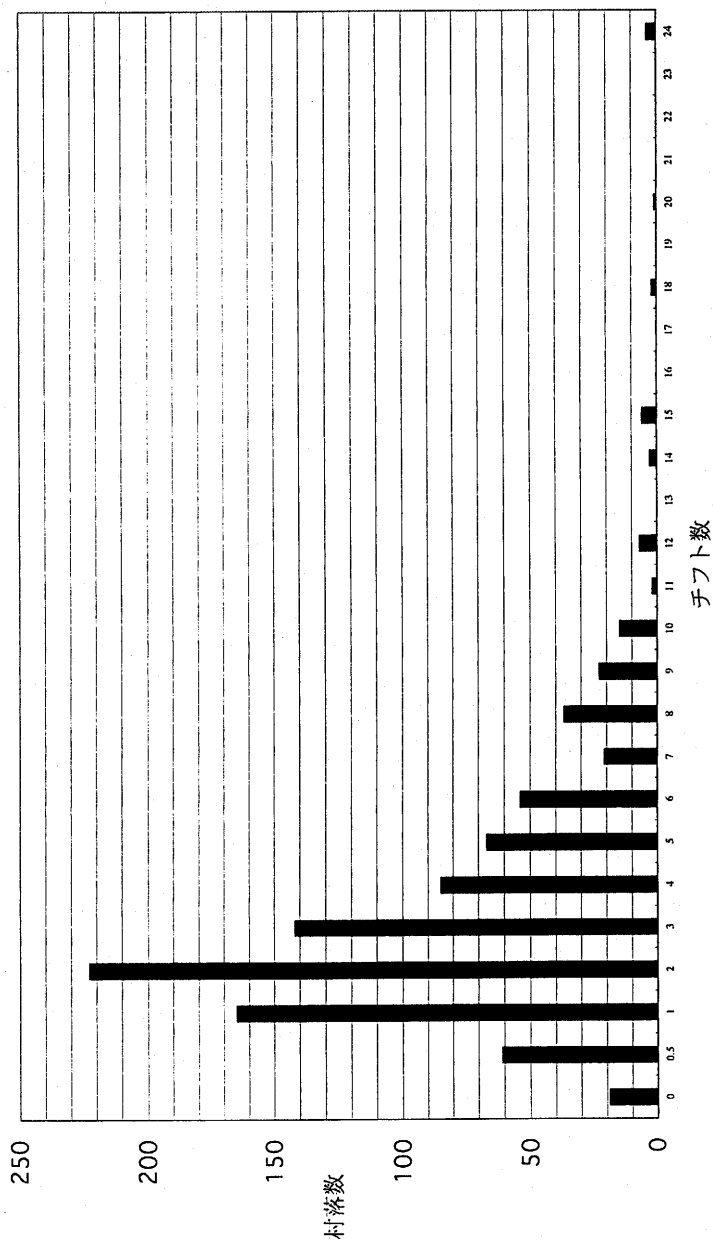
これらの前提のもとに一村あたりの担税者数とそれに対応する村の数を図示したのが図1である。横軸は一村あたりの担税者数を、縦軸はそれに相当する村の数をあらわしている。この表によれば、アルグラーン地方においては、担税者の数が5から11人ぐらいがもっとも典型的な村の規模である。さらに幅広く取れば、2から18人ぐらいが大部分の村を占めている。また、25人を越えるものになるとかなり少なくなり、多いものでは、小さな町とも言える147人にも上るものもあるが、これはあくまでも例外である。一方、州全体の平均は14.0人であった。このように、担税者数にして1人という、村というにはあまりに小さなものから、小規模の町ぐらいのものまでかなり幅はあるものの、一般には、せいぜい担税者数18人程度（戸数にすればおそらくさらに小さくなるであろう）の集落が各地に点在していたというのが18世紀初頭における当該地方の農村社会の実態であった。

ところで、既述のごとく、検地帳ではチフト農民が存在しないにも拘わらず、チフト税が徴収されているが、この問題を考えるうえで興味深い事実がある。すなわち、検地帳を子細に分析するならば、ハルヴァルで課税量が表記される小麦、大麦、ミット、飼料用レンズマメとカラスノエンドウに対する課税額が、耕作税の一つであるチフト税の額と比例していることが判明する。具体的には、チフト税50アクチェに対し、小麦は720アクチェ、大麦250アクチェ、ミット50アクチェ、飼料用レンズマメとカラスノエンドウ25アクチェという関係が成り立つ<sup>(44)</sup>。ここで、税目・税額表に記載されたこれら5つの産品に対する税額が当該村落全体に課せられたものであることを考えれば、その税額に対応するチフト数は、当該村落のもつ耕地全体の大きさを指していなければならない。したがって、チフト農民が存在しないにも拘わらずチフト税が

課せられているのは、ここでいうチフト税は、いわゆるチフト農民の数に応じて課せられているのではなく、むしろそれぞれの村の、チフトによって表現される耕作規模に応じて課せられているものと理解できる。つまり、いわゆるチフト農民の有無に拘わらず、各村落の耕作規模がチフトによって把握され、それが小麦などに対する課税の単位としてもみなされていたのである<sup>(45)</sup>。ここでもう一つ注意すべきは、税額を記した部分にしばしば、hums-1 gallât という表現が見られることである。これは、収穫物に対し、その1/5を税として徴収するという意味である。このことは、小麦、大麦、ミツレト、飼料用レンズマメとカラスノエンドウに限るならば、1チフトあたりの収穫高が州全体を通じてあらかじめ規定され、その1/5が徴収されるという税額査定になっていたことを示している。すなわち、検地帳では、1チフトの耕地から、小麦10ハルヴァル、大麦5ハルヴァル、ミツレト2.5ハルヴァル、飼料用レンズマメとカラスノエンドウ1.25ハルヴァルの収穫が見込まれていたことになる。

以上を要するに、ここでは一對の牛馬につけた犁によって耕作可能な広さをもった土地を基本的な単位とするチフト数に応じて、小麦以下5つの収穫物に対する税額が機械的に決められていたということが出来る。むろん、一口にチフト数といっても、実際の面積は決して一様ではない。たとえば、オスマン朝の場合、法令集によれば1チフトに相当する面積は、地味などに応じて60ドニユムから150ドニユムまでかなりの幅があった<sup>(46)</sup>。つまり、チフトとは、客観的な面積それ自体を表すのではなく、あくまでも土地の生産能力に応じて評価されたおおまかな耕作規模ということができる。したがって、チフト数によって客観的な耕地面積そのものを知ることはもとより不可能であるが、チフト数が、各村の耕作規模や生産能力をおおよそのところで反映するものとなっているということではできよう。この場合でも、そもそも各村のチフト数がどの程度厳密に査定されたかが問われねばならないが、たとえば、耕地が少ないか全くないアウロマーン地域については、村ごとにその旨が記され、チフト税のかわ

図2 チフト数ごとの村落数 (2.5チフトの村が4件あるが、これは3チフトとした)

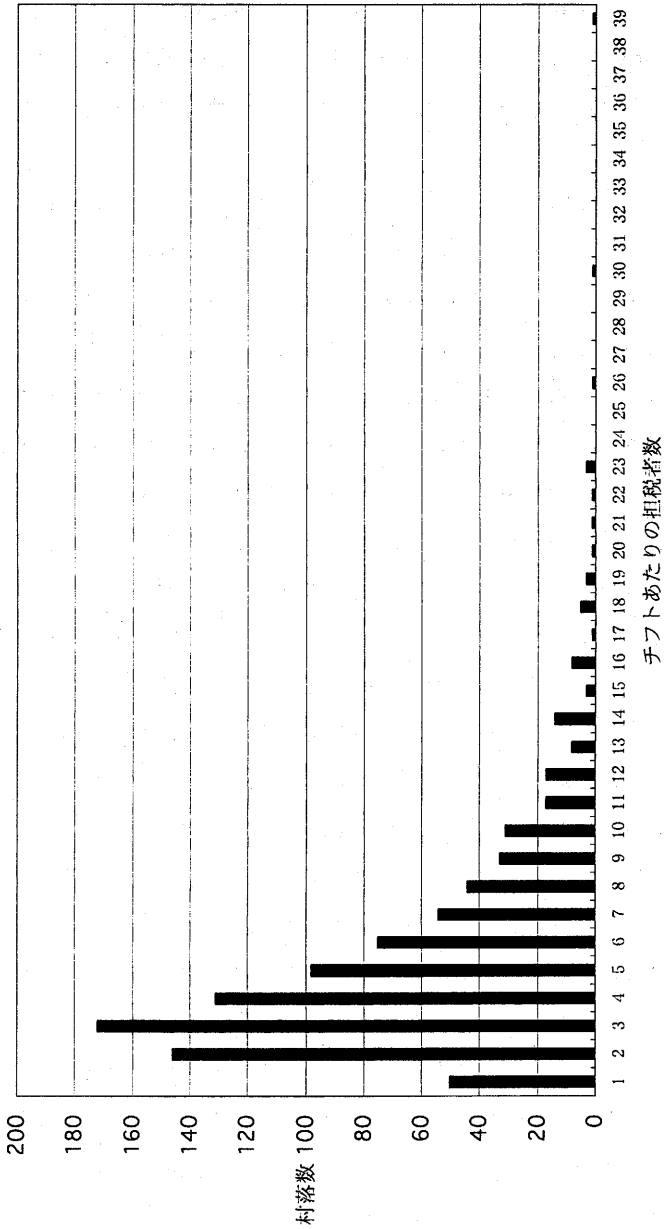


りに、レスミ・ゼミンが課されている。チフトではなく、より細かいドニユム単位で耕地税が設定されているのである<sup>(47)</sup>。これは、検地においては、原則としてそれぞれの地域の実情に応じて村ごとの耕地税が決定されていたことを物語っている<sup>(48)</sup>。

このような前提に基づいて、チフト数に表現された村ごとの耕作規模の州全体での分布状況を示したのが、図2である。なお、台帳では、1チフトに対し50アクチェのチフト税が課せられていることから<sup>(49)</sup>、チフト税の額を50で割った数値がその村のチフト数ということになる。また、すでに述べたように、村によっては、個々の税目・税額が記されない、つまりチフト税などが不明のまま、課税総額のみが記されるものがある。こうした村は全部で66村あり、そのうち、税額が(1)2000アクチェ未満のものが58件と大半を占め、(2)3000アクチェ前後が4件、(3)4000アクチェ以上が2件、さらに(4)明らかに耕地のないものが2件ある。他のデータに見るチフト数と合計額の関係を考慮して、(1)の場合は0.5チフト、(2)は1チフト、(3)は2チフトの耕地をもつと仮定した。また、(4)については、0とした。図2から、もっとも多いのは、2チフトの耕地をもった村であり、また半数以上の村が1から3チフトの耕地をもっていたことがわかる。また、最大でも10チフト程度であり、それ以上になるとごく例外的である。なお、州全体の平均は、およそ3.5チフトであった。

次に、村落内部の労働力と耕作規模がどのような関係にあるかを検証するために、村における担税者数とチフト数を比較する<sup>(50)</sup>。図3は、1チフトあたりの担税者数を村ごとに算出し、その数値の分布状況を州全体で見たものである。なお、1チフトあたりの担税者数に小数点以下の端数が出た場合には四捨五入し、すべて整数値とした。図では、1チフトあたりの農民数が3人前後に数値が集中している。これは、すなわち、農民一人あたりの耕作規模が、1/3チフト程度であったことを示しており、これが当該地方における典型的な経営規模であったと考えられる。しかし、注意すべきは、村によって同じ1チフト

図3 チフトあたりの担税者数ごとの村落数



に対し、一人の場合もあれば、10人以上もの農民がいる場合もあり、労働力と耕作規模の関係がかならずしも州全体で常に一定しているわけではないことである。また、台帳によればニーム・チフトを保有する農民さえ存在しないことから、1チフトあたりの農民数が2以下の場合はあり得ないはずであるが、実際にはこうした村が州全体で151例もあり<sup>(51)</sup>、これらの場合でも農民の地位は、常にベンナークやジャバとして規定されている。ベンナークが1/2チフト未満の土地しか保有しない零細農民を指すという検地帳作成上の基本原則はおそらく変わらないと思われるが、この事実をどのように解釈するかはいまのところ手がかりはない。この問題は、註27でも述べたように、チフトがどのように経営されたのか、そこではベンナークとジャバやミュジェツレドとの違いはいかなるものであったのか、あるいはそもそも村は自作農によって構成されていたか、それとも地主によって所有されていたのかといった問題に関わってくると思われるが、いずれも今後の検討課題である。なお、州全体での平均は、チフトあたり4.1人である。

これまでの作業により、アルグラーン州全体での村ごとの住民規模と耕作規模、農民の耕地経営規模について、それぞれの分布状況が明らかになったが、ここで地域的な偏差の有無を確認するために、ナーヒエごとに以上3点について検証する。ただし、煩雑さをさけるため、ここでは平均値を示すにとどめる。表3はその結果である。また、地理的分布を確認するため、地図に示した。(図4)

表と図から、住民規模と耕作規模、さらにこの二つの変数から得られる一チフトあたり農民数には明らかに地域的なばらつきがあることがわかる。このうちまず分布状況が比較的鮮明なのは、村の耕作規模である。先に述べたように、州全体では平均して一村あたり3.5チフトである。これに対し、だいたいハサナーバードの東側、州西部メフラバーン周辺、州南部ジャヴァーンルード、レヴァーンサルでは比較的大きな耕地をもった村が多い。他方で、州南

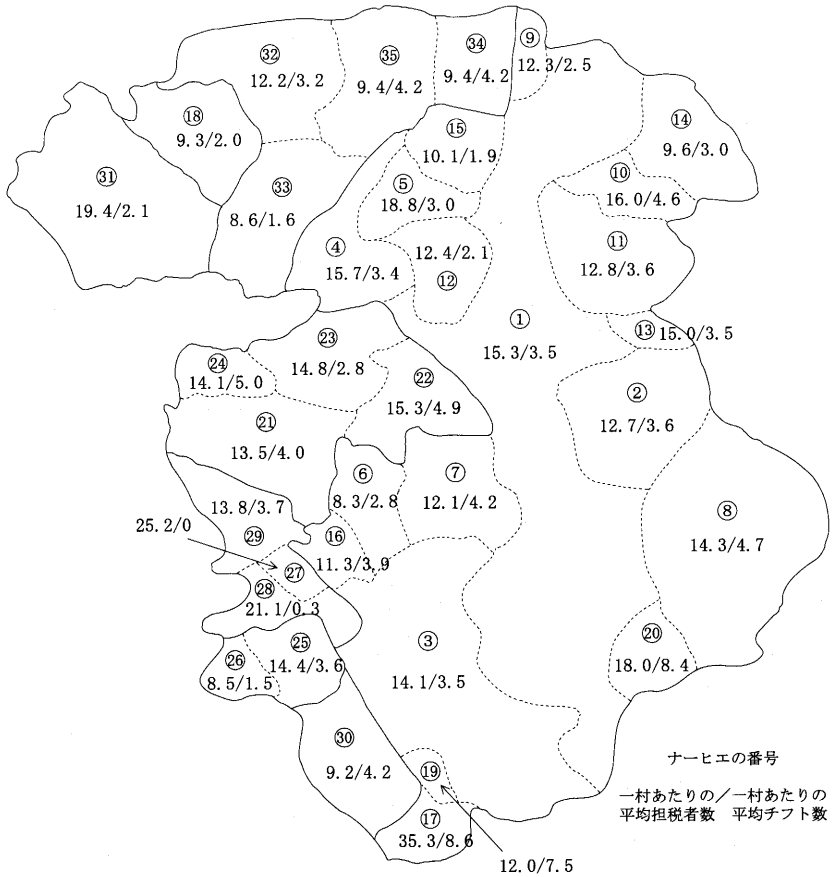
表3 ナーヒー別一村あたりの担税者数、チフト数、羊税

リヴァー	地図上の番号	ナーヒー	村落数	担税者数	チフト数	平均担税者数	平均チフト数	担税者数/チフト数	平均羊税
Sine	1	Hasanābād	146	2231	505.5	15.3	3.5	4.4	195
	2	Hoseynābād	26	329	94.5	12.7	3.6	3.5	520
	3	Palangān	81	1139	286.5	14.1	3.5	4	195
	4	Xorxore	34	534	116.6	15.7	3.4	4.6	105
	5	Dowlāt Qal'e	30	563	91	18.8	3	6.2	166
	6	Kurevaz	23	192	63	8.3	2.7	3	468
	7	Kalāte Arzān	44	531	183.5	12.1	4.2	2.9	350
	8	Yeylāq	34	485	158.5	14.3	4.7	3.1	307
	9	Karāftu	4	49	10	12.3	2.5	4.9	95
	10	Gol Depe (1)	10	160	45.5	16	4.6	3.5	155
	11	Āgā Jari	10	128	36	12.8	3.6	3.7	125
	12	Āb Bāre	17	210	35	12.4	2.1	6	297
	13	Zāge	6	90	21	15	3.5	4.3	121
	14	Šeyx Tursun	7	67	21	9.6	3	3.2	108
	15	Bāšmāq	20	205	37	10.1	1.9	5.5	114
	16	Kamare	12	136	47	11.3	3.9	2.9	109
	17	Revānsar	8	282	69	35.3	8.6	4.1	165
	18	Qal'e Diz	10	93	20	9.3	2	4.7	165
	19	Šadiābād	4	48	30	12	7.5	1.6	0
	20	Ramešt	9	162	76	18	8.4	2.1	189
Mehrabān	21	Mehrabān	72	972	290.5	13.5	4	3.3	169
	22	Postrān	16	244	78	15.3	4.9	3.1	182
	23	Tanavvare	26	385	73	14.8	2.8	5.3	258
	24	Xāv	21	296	104	14.1	5	2.8	271
	25	Pāve	16	231	57.5	14.4	3.6	4	177
	26	Dāvān	2	17	3	8.5	1.5	5.7	120
Abromān	27	Abromān	6	151	0	25.2	0		100
	28	Lahun	10	211	3	21.1	0.3	70.3	227
	29	Šahiyān	13	180	48.5	13.8	3.7	3.7	224
Javānrud	30	Javānrud	35	322	147.5	9.2	4.2	2.2	166
Bāne	31		62	1201	130	19.4	2.1	9.2	162
Saqqez	32	Saqqez	33	402	106	12.2	3.2	3.8	195
	33	Gowrek Qal'e	38	325	61	8.6	1.6	5.3	209
	34	Gol Depe (2)	19	179	80	9.4	4.2	2.2	228
	35	Uzun Seqāl	32	333	106.5	10.4	3.3	3.1	179
全体			936	13083	3235	14	3.5	4.1	212



オスマン検地帳に見る18世紀初頭イランの地方社会 (1)

図 4



西部のアウロマーン、北西部のバーネ、カルエ・ディズ、ゴウレク・カルエあたりはせいぜい2チフト程度の耕地をもった村が多数を占めていた。こうした違いの第1の要因はおそらく地理的なものであったと考える。たとえば、アウロマーン地方は、3千メートル級の峻険なシャーフー山脈の麓にあって、耕地がほとんど存在しないことは先にも述べた。州北西部についても、チェヘル・チェシュメ山をはじめとする山脈が広がる地域であり、耕作が不能ではなかつ

たものの広い耕地を確保することはできなかったといえる。逆に、耕作規模の大きな地域は、州東部メフラバーン周辺や南部ジャヴァーンルード、シャーディーアーバード、レヴァーンサル<sup>(52)</sup>方面のような平野が広がる地域か、あるいは比較的なだらかな丘陵地帯であった。このように耕作規模については、当然のことながら、地形などの地理的要因が決定的な意味をもっていた。

他方で、住民規模については、それぞれの地域でばらつきが確認できるものの、それがどのような要因によるのかは必ずしも判然としない。ただ、ここで注意すべきは、たとえば、アウロマンやバーネのように耕地が少ない地方であっても、一村あたりの担税者は20人前後と、平均を大きく上回っており、他方で、ジャヴァーンルードなど平野部にあつて村落あたりの耕作規模の比較的大きな地域でも平均担税者数は9.2人であり、これは州全体の平均を大きく下回っている。このことは、平野部のような、村落の発展に一見地理的制約の少ない地域であっても必ずしも大きな村が形成されるとは限らないことを示唆している。つまり、概して耕作規模が地形など地理的条件に大きく左右されるのに対し、住民規模についてはおそらくより複雑な他の諸要因が働いていたものと考えられる。

### ③ 村の生産活動

村の生産活動については、台帳に記された税目から判断する限り<sup>(53)</sup>、小麦、大麦、ミツレト、飼料用レンズマメとカラスノエンドウなどの穀物栽培が中心であり、その他、棉花、タバコ、ヒマ、エンドウマメ、レンズマメ、ウマゴヤシなども主要産品となっていた。実際、これらの品目は、耕地がないか、あるいはごく少ない一部の地域を除けば、ほぼすべての村で栽培されていた。

これら以外にも、特殊な、すなわち限られた村でのみ栽培あるいは生産されたものとして、米、養蜂、クルミ、乾し果実、なしが台帳に登録されている。表4と5は、これらの特殊産品を生産する村の地理的分布状況と、それらの村

オスマン検地帳に見る18世紀初頭イランの地方社会 (1)

表 4

特殊産品						
地図上の番号	ナーヒエ	米	姜絲	クルミ	乾燥果実	なし
1	Ḥasanābād	15	12	7	3	
2	Ḥoseynābād					
3	Palangān	7	14	33	8	4
4	Xorxore		9	3		
5	Dowlat Qal'ē			2		
6	Kurevaz	2	4	7		
7	Kalāte Arzān	3	3	1	1	
8	Yeylāq					
9	Gol Depe (1)					
10	Karāftu					
11	Āgā Jari					
12	Āb Bāre				1	
13	Zāge					
14	Šeyx Tursun					
15	Bāšmāq			4		
16	Kamare	4	3	5	1	
17	Revānsar	1				
18	Qal'ē Diz					
19	Šādiābād	4				
20	Ramešt					
21	Mehrabān	6		10		
22	Poštrān	1		2		
23	Tanavvare		3	6		
24	Xāv	1				
25	Pāve		3			
26	Dāvḍān					
27	Abromān					
28	Lahun		1	1	6	
29	Šāhiyān	7	1		1	
30	Javānrud	2	2			
31	Bāne				2	34
32	Saqqez		1			1
33	Gowrek Qal'ē		7	1		
34	Gol Depe (2)		2			
35	Ūzun Seqāl		1	2		

表 5

特殊産品生産村落の住民規模と耕作規模						
	生産村落数	担税者数	チフト数	村落あたりの担税者数 <sup>1</sup>	村落あたりのチフト数 <sup>2</sup>	チフトあたりの担税者
米	53	1036	248	19.5	4.7	4.2
養蜂	66	1511	252	22.9	3.8	6.0
クルミ	83	1257	258.5	15.1	3.1	4.9
乾燥果実	23	739	195	32.1	4.1	7.8
なし	39	821	112	21.1	2.9	7.3

1 担税者数/村落数  
 2 チフト数/村落数  
 3 担税者/チフト数

の平均担税者数とチフト数、および両者の関係を表したものである<sup>(54)</sup>。表5から、米を除く、養蜂、クルミ、乾燥果実、なしについては、生産村落のチフトあたりの平均担税者数が州平均を大きく上回っていることがわかる。実際、これらの村には、耕地の限られたアウロマンやバーネなどの村が多く含まれている。このことは、相対的に耕地が少ない地方で、耕作による収入を補完するものとしてこうした産品が生産されていたことを示していると考えられる。さらにいえば、クルミ、乾燥果実、なしを生産する村は、いずれも州の西部にある。これは先に述べたように、州の西半分にのみ森林が広がっていたことが一つの理由であろう<sup>(55)</sup>。米については、地理的にはいくつかの例外を除けば、分布は州中西部に集中している。また、これらの表にはないが、検地帳によると州南西部のパランガン・ナーヒエ2カ所、カマレ・ナーヒエ14カ所、計16カ所の枝村がそれぞれ徴税単位とされ、おのおのに対して米税が課せられている。しかも、このうち14件については、名前に nahr や rûd がついている。このことは、河川の近在に枝村が設けられ、そこから水を引いて灌漑による米作が行われていたことを示している。また、メフラバーン地方では、Ar-

dalāl と Ranjlān という二つの泉 bulak が徴税単位とされ、合計で700アクチェの米税が課せられている<sup>(56)</sup>。河川のみならず、湧水を用いた米作も行われていたのである。

ところで、乾燥地域に位置する西アジアの農村では、農耕と牧畜を組み合わせた生産形態が一般的であることはしばしば指摘されるところである。実際、検地帳においても、大半の村において羊税が徴収されているところから、村では家畜飼養（この場合、羊だけとは限らない）もまたごく普通に行われていたことが確認される。しかし、ひとくちに農耕と牧畜の混合といっても実際には各地域における特殊性が観察されるのも事実である。先に見た表3の右端に、ナーヒエごとの1村あたり平均羊税額を示した<sup>(57)</sup>。この表から、ハサナーバードの東にあるホセイナーバードの羊税額は群を抜いており、それにハサナーバードの西にあるカラテ・アルザンやクーレヴァズ、さらにホセイナーバードの南のイエイラクが続いている<sup>(58)</sup>。このことはハサナーバード・ナーヒエ、ことに州都スイネをはさんで東西に広がる高原地帯を形成するこれらの地域には良好な牧草地が存在していたことを示唆している。なお、州全体の平均は、1村あたり212アクチェである。

また、村の中には農耕よりもむしろ牧畜に特化していたと考えられるところもある。ハサナーバード・ナーヒエの Surxe Tut 村の場合、「耕作する土地はない」という但し書きが付され、農産物への課税がない反面、600アクチェに上る羊税を課されている<sup>(59)</sup>。タナツヴァレ・ナーヒエのグークチェ Gukče 村では78人の担税者がいたが、耕地は2チフトしかなく、他方で羊税は1110アクチェに達している<sup>(60)</sup>。このように耕地が乏しいためか、農耕よりもむしろ牧畜に特化していた村があったわけである<sup>(61)</sup>。ただし、念のために付け加えておけば、先に見たホセイナーバード・ナーヒエをはじめカラテ・アルザン、クーレヴァズ、イエイラクでは、クーレヴァズについては耕作規模はやや小さいものの、一般には一チフトあたりの担税農民数は少な

い。つまり農民一人あたりの経営規模は比較的大きく、農耕の盛んな地域であった。また、耕地が少ない場合に、かならず羊税が大きいわけでもないのはいうまでもない。

最後に、これは州全体で7例しかないが、染色場 *boyahâne* の存在も税目からうかがわれる<sup>(62)</sup>。染色場については検地帳ではもっぱら町にその存在を確認でき<sup>(63)</sup>、いわば都市特有の手工業のように見えるが、実際には一部農村でも手工業として発達していたのである<sup>(64)</sup>。これら7村の平均担税者数、平均チフト数、チフトあたりの担税者数は、それぞれ26.6人、8.3チフト、3.2人である。これらの村の多くは担税者数や耕作規模において州平均を大きく上回っており、これら染色場をもった村が、州全体で見ると相対的に規模の大きな村であったということが出来る。

### 3 村の冬営地と無人村

ところで、われわれは、カルイエ=村に住む農民を完全な定住民であるとみなしがちであるが、季節によって居住地を移動させる場合もあったことが、検地帳から読みとれる。表6は、検地帳に現れる冬営地のうち、部族集団の冬営地として明記されているもの（これについては次節で扱う）以外をまとめたものである。ここに現れる冬営地は、以下の4類型に大別できる。

a 名前に冬営地とつかず、「～村の冬営地」と但し書きがあるもの。

b 名前に「冬営地」とついていて、「～村に属する」、あるいは「～村にある」といったようにある特定の村への帰属関係が明記されているもの。数の上では、この事例が最も多い。

c 名前に「冬営地」とついていて、住民がおらず、場合によっては廃墟となっているもの。この場合、bと異なり、「～村（または～冬営地）の近くにある *der nezd-i~*」と位置関係のみが記される。

オスマン検地帳に見る18世紀初頭イランの地方社会 (1)

表6

村の名簿地						
	本寄地とされる村	所属村簿 (恒税寄数)	所属ナーヒーエ	恒税寄数	カルイエ登録	納税開始記述形式
1	Kırje	Tâyer (25)	Hasanâbâd	8	×	b
2	Sâriyân	Tâyer(25)	Hasanâbâd	21	×	b
3	Aqnâb Ru	Allâh Darre (40)	Hasanâbâd	0	×	c
4	Mir 'Ali Şeyz	Allâh Darre (40)	Hasanâbâd	6	×	b
5	Xodâ Baxâi	Allâh Darre (40)	Hasanâbâd	7	×	b
6	Çelgezi	Doveyse (42)	Hasanâbâd	14	×	b
7	Heşâr-e Xoşke	Pople Vân? (19)	Hoseynâbâd	9	×	b
8	Çu Taşân?	Şâhni (23)	Palangân	5	○	a
9	Kute Siyâh?	Negel (22)	Kurevaz	6	○	a
10	Tebliyan?	Negel (22)	Kurevaz	5	○	a
11	Monâ Fathollâh	Baxpe-ye Maryam (25)	Yeylâq	6	×	b
12	Âq Bolâq	Baxpe-ye Maryam (25)	Yeylâq	11	×	b
13	'Eyn-e 'Ali	Baxpe-ye Maryam (25)	Yeylâq	9	×	b
14	Deh-e Govân?	Talvâr (23)	Yeylâq	20	×	b
15	Hoseyni	Talvâr (23)	Yeylâq	13	×	b
16	Gandâb	Talvâr (23)	Yeylâq	11	×	b
17	Bage Jân?	Talvâr (23)	Yeylâq	7	×	b
18	Qara Talvâr	Talvâr (23)	Yeylâq	1	×	b
19	Jâmîşân?	Talvâr (23)	Yeylâq	7	×	b
20	Niyâz	Talvâr (23)	Yeylâq	14	×	b
21	Eyâref?	Talvâr (23)	Yeylâq	0	×	b
22	Hâjîâbâd	Talvâr (23)	Yeylâq	0	×	b
23	Xodâ Karam	Talvâr (23)	Yeylâq	0	×	b
24	Bâye?	Qal'e Bulâd? (21)	Yeylâq	0	×	b
25	Zâge	Sepas (42)	Yeylâq	4	×	b
26	Bahmanâbâd	Sepas (42)	Yeylâq	8	×	b
27	Sorxe Hâi	Sepas (42)	Yeylâq	7	×	b
28	Âstar Ju?	Çeşm-e Quri (10)	Yeylâq	0	×	b
29	Ahmad	Bale Dasti? (29)	Yeylâq	0	×	c
30	'Ali Qâsem ve Gusi-yâr?	Bale Dasti (29)	Yeylâq	0	○	c
31	Quçam	-	Yeylâq	8	×	d
32	Mohammad Şarîf	-	Yeylâq	4	×	d
33	Şâms al-Din	Horzeçî? (9)	Yeylâq	0	×	c
34	Pâvke	-	Yeylâq	0	×	c
35	Gandâ ve Ne'mat	-	Yeylâq	8	×	d
36	'Ali Beg	-	Yeylâq	6	×	d
37	Savle	-	Âğâjari	14	×	d
38	Sardîst	-	Âğâjari	9	×	d
39	Neşâle	-	Âğâjari	20	×	d
40	Kâni Beyr Qeşlâq	Şarîfâbâd (21)	Âb Bâre	2	○	b
41	Hâjî Ahmad Qeşlâq	Şarîfâbâd (21)	Âb Bâre	2	○	b
42	'Alixân Qeşlâq	Şarîfâbâd (21)	Âb Bâre	4	○	b
43	Sâr Qeşlâq	Şarîfâbâd (21)	Âb Bâre	3	○	b
44	Şamse?	-	Bâşmâq	14	×	d
45	Nâsidâr	Belejer (14)	Qal'e Diz	6	○	a
46	無名	'Asrâbâd (16)	Mehrabân	8	○	b
47	Buk	Nuyn (33)	Lahun	7	○	a
48	'Abbâsbâd	Nuyn (33)	Lahun	8	○	a
49	Hengovâne?	Rudbâr (24)	Lahun	8	○	a
50	Budarre?	Bâleju? (11)	Gol Depe (2)	12	○	a

1 カルイエとして登録されている場合は○とし、そうでない場合は×とした。

d名前に「冬营地」とつき、住民もおり、単独の徴税単位として取り上げられているが、特定の村への帰属関係や位置関係も記されていないもの。

このうち、aとbとの違いは、前者はもともと村であったところが、何らかの理由により冬营地として利用されたもの、後者ははじめから冬营地として形成されたという点にあると考えられる。成立背景に関わるこの点をおけば、この二つはともに、ある集落が別の集落の冬营地として機能していたことを示している。cは、利用されなくなった冬营地であり、もはや帰属関係がわからないか、あるいは問題とされず、位置関係のみが記されたものと考えられる<sup>(65)</sup>。dについては、これらがはたして特定の村に帰属していたのか、それとも遊牧民に利用されていたのか、そうであればなぜ帰属関係が記されないのかはわからない。なお、表にあるように、冬营地とされたものの中には、カルイエと登録されているものとそうでないものがあるが、これもまたどのような基準によるものか不明である。

表から、まず、複数の冬营地が同一の村に帰属する例がいくつかあるが、これは一つの村が複数の冬营地をもつこともあったことを示している。これらの冬营地の担税者数は、1人から21人まで幅があるが、無人のものを除いても、半数以上が10人未満の担税者しかおらず、通常の村よりは小さな規模であったといえる。本村の担税者数と比較すると、ほとんどかわらないものもあるが、多くの場合、かなり少ない。これは、本村の住民の一部がこれら冬营地に通年にわたって居住し、いわば留守を守っていたことを示唆するものではないかと考える。また、検地帳に記された税目表を見ると、これらの冬营地では、アウロマーンの冬营地のように、耕地が極端に少ない地域を除けば、通常の村と同様の作物が栽培され、もちろん牧畜も行われていた。

地域的には、無人のものも含めれば、ここに列挙された冬营地のうち、27件が州東部イエイラク・ナーヒエに属する。イエイラク・ナーヒエは、州の中でも寒冷な地域のひとつであり、19世紀の史料によれば、一年のうち9



ヶ月は「こたつ korsî」が手放せなかったという<sup>(66)</sup>。おそらくは冬の厳しさをさけるためにこうした冬営地としての村が存在していたのではないかと考えられる。しかしながら、他方で、既述のごとく、検地帳の税目・税額表では、常に hâsıl ということばが冒頭におかれるが、大半の村について、hâsıl ma<sup>ca</sup> mezâri<sup>e</sup> ve kışlak 「枝村と冬営地とあわせた収入」と記されている。これは、村からの税収に、村周辺の耕地のみならず、離れたところに位置する枝村や冬営地からの生産物をも含むことを意味していよう。このことは、大半の村が冬営地をもっていたことを示しているのだろうか、それとも単に、そうした冬営地があればそこからの収入も含むという「仮定」を前提とするという意味なのだろうか<sup>(67)</sup>。もし、前者の意味であれば、こうした季節の変化にあわせた移住が、イェイラーク・ナーヒエなど表にあがった村に限らず、アルダラーン地方ではかなり一般的に行われていたことになるが、確かなことはわからない<sup>(68)</sup>。しかし、一見定住民と考えられる農民が、少なくとも地域によっては、夏と冬で季節の変化にあわせて二つの集落を移り住みながら、それぞれの集落で耕作や牧畜に従事していたことは間違いないであろう<sup>(69)</sup>。

さて、この地方の村の特徴を伝えるものとして、無人の村にも注目する必要がある。検地帳には163の村が「担税者なし」として登録されている。これらについてはしばしば村ごとに興味深い但し書きが付されており、それらからこの地域における村の盛衰に関するいくつかの事実が浮かび上がる。

まず、これら在农村農民のいない村についてもその貢租負担が示されているが、その際、たいていは、hâsıl <sup>ani</sup>l-gallât ve resm-i kışlak ve otlak (収穫物および冬営地・牧草地税からの収入) という文言とその相当額が記されている。つまり、個々の税目・税額が記されるのではなく、全体額のみが提示されているのである。また、そこに記された税額は多くの場合、1000アクチェを越えることはなく、在农村農民のいる村に比べると、少ない<sup>(70)</sup>。これがどのような査定基準に基づいているのかは不明であるが、これは要するに、村および

その周辺の耕地や牧草地が何らかの形で利用された場合に、農産物税やあるいは冬営地・牧草地税が徴収されうるという意味であろう。前者は、そこで耕作が行われた際の農産物に対する税、後者は、定められた場所以外のところを冬営地や牧草地として利用する遊牧民を対象とする税<sup>(71)</sup>をさしている。これらのことは、無人となった村周辺の耕地が、外部のものによって耕作されたり、あるいは遊牧民によって冬営地や牧草地に利用されることのあったことを示している。

実際、こうした村で冬営する遊牧民の例がいくつか見いだされる。たとえば、パラングーン・ナーヒエの Doāb 村では, Çeltük-ekinci konargöçer tâifesinden Şarekâni cemâ'ati kışlardır (米作遊牧民の一つであるシャーレカーニー族が冬営している) とされ、遊牧民が冬営地で米作に従事している<sup>(72)</sup>。また、同じく無人となっていたメフラバーン・ナーヒエの Musak 村の場合は, Tâife-i Barâzi'den 'Ali kethüdâ cemâ'ati kışlayıp zirâ'at eder (バラズイー族の一部であり、アリーを長とする部族集団が冬営し、耕作している) とされ、部族集団が無人の村を冬営地として利用し、耕作に当たっている<sup>(73)</sup>。同様の事例として、ドウラト・カルエ・ナーヒエの Darre Viyân 村の場合, ahâlileri perâkende ve perişân olmağla Şeyx Esmâ'illu cemâ'atinden bâzı kimesneler zirâ'at ederler. ((村の) 住民たちが四散したため、シェイフ・エスマーイールル族の何人かのものたちが耕作している) とされている。住民のいなくなった村周辺の耕地を部族集団の一部が利用していたのである<sup>(74)</sup>。

このほかにも、パラングーン・ナーヒエの無人の Mazire 村の耕地をクレー・サーレ Kure Sâre 村の住民が、同じく無人のメフラバーン・ナーヒエの Kaluyem 村では Kuyek 村のものがここで耕作に当たっているとある<sup>(75)</sup>。また、パラングーン・ナーヒエの Zâqerbân 枝村の場合, sâbekan karye olup hâlâ mezra'adır (かつては村だったが、今は枝村である) という注記が

あり、これによると、かつて村であったところが、おそらくは住民による放棄とそれによる荒廃のために、枝村となっていたことが知られる<sup>(76)</sup>。

#### 4 部族集団

さて、当該検地帳には、部族集団に言及する記述が散見されるが、その網羅性は疑わしい。というのも、19世紀後半の史料にある記述と比較した場合、両者の間には部族集団の人口規模に関して大きな差異があるからである。たとえば、Mandomi 族という部族がある。Ḥadiqe によれば、当時この部族は人口2000人となっている<sup>(77)</sup>。Toḥfe は、およそ3000人という数字をあげる<sup>(78)</sup>。19世紀後半の時点でイランに居住するクルド系諸部族の動向を解説する別の史料では、マンドミー族は約500家族、3000人を数えたとされている<sup>(79)</sup>。一方、検地帳では、この部族に関連するものは3つの村あわせて担税者40人足らずにすぎない(表7参照)。こうした状況は他の部族集団についても同様であり、また、そもそもこれら19世紀の史料に現れる諸部族の一部しか、検地帳には現れない。もちろん、検地帳が作成された18世紀初頭と他の史料が著された19世紀後半ではおよそ1世紀半の隔たりがあり、その間部族集団自体の人口増加や離合集散による変動もあり得る。また、19世紀の史料が実態に近い保証はなく、その数値が誇張されたり、単なる印象に基づいている可能性も否定できない。しかし、それにしても両者の数値はかけ離れており、台帳の記載が完全なものではなかったと考える方がむしろ妥当であろう。

このように検地帳の網羅性は部族集団については必ずしも信頼できないが、この背景にはいくつかの理由があると考えられる。一つは、一般に部族集団が遊牧に従事している場合、山岳地帯という地理的条件と相俟って、その掌握は困難であったであろうという点である。しかしながら、他方で、以下のごとき2つの要因もまた、検地帳に登録された部族集団が少ない、あるいはかかる印

象を与える背景となっていると考える。すなわち、第1に、若干の例外を除き、検地帳は原則としてアルダラーン州において冬営する遊牧民のみを対象としていると考えられることである<sup>(80)</sup>。ところが、Tavāyefを見ると、仮にアルダラーン州で夏営しても、冬はより温暖な西のシャフRezūルや、南のケルマーンシャー方面に移動し、そこで冬営を行う遊牧民が少なくない。事実、先に挙げたマンドミー族の場合、元来この部族は、「春と夏を、イラン・クルディスタン（アルダラーン州）の夏営地で放牧・天幕生活をし、秋と冬を（ケルマーンシャー州の）ゾハーブやシャフRezūルの温暖地で冬営して暮らしていた」という<sup>(81)</sup>。冬営地で遊牧民を把握した検地帳では、実際にアルダラーン州に一時的にせよ居住する遊牧民の一部しか把握されなかったものと思われる。

さらには、村に定住しているか、あるいは半定住しており、検地帳においては特に部族集団として言及されず、通常の農民として登録されたものもかなりあったと考えられる。たとえば、Tavāyefには、Tilku族という部族があげられているが、これは「およそ200年目にキルクークとバググードの間にあるQaṭreとBavāz?から、イラン・クルディスタンにやってきて、22-23の村からなるパーシュマーク地区に定着し、・・・現在、およそ700家族が、つまりだいたい3000人が上記パーシュマーク地区に残っている。その地区で、冬は冬営し、春と夏はコルデスターンのフーバートゥー（アルダラーン州内部の別の地区）で夏営する」とされている<sup>(82)</sup>。ここでいう「200年前」というのを文字通りとれば、17世紀後半であり、検地帳が作成された時点では、この部族はアルダラーン州に移住していたことになる。検地帳には、確かにパーシュマーク・ナーヒエに属する22ヶ村が登録されている。しかし、そこには冬営地をもつことが明記された村が若干あるものの、この部族の名は見あたらない。Tavāyefの記述がそのまま事実であるかどうかは判断できないが、部族集団であっても村に定住ないし半定住している場合はわざわざその旨を台帳に記さ

れなかったものもあった可能性は否定できないだろう。

以上のように、検地帳で部族集団として名前が挙がっているものは、実際よりも少なかったと考えられるが、とはいえ、限られた記述からも彼らに関するいくつかの特徴を指摘することは可能である。以下では、検地帳に記載されたものから浮かび上がる部族集団の特色を示そう。

検地帳では、部族集団については、冬営地が項目として立てられ、それがどの部族集団に属するかが示されている場合と、ジェマーアトとして個々の部族集団が独立した徴税単位として列挙されている場合の二通りの記載がある<sup>(83)</sup>。

このうち、冬営地については、名前には冬営地とつかないが、部族集団に冬営地（この場合、農耕あるいは牧畜、その両方があり得た）として利用されていると記されているもの（karye-i A, kışlak-ı B, Aは集落の名称、Bはそれを冬営地として利用する部族集団の名称。以下同様）と、特定の部族集団の冬営地（kışlak-ı A, °an °aşiret-i B）として記すという、二通りの形式がある。この場合、前者はもともとは冬営地ではなく、通常の村であったが、先に挙げたグッレ・ヴィヤーン村のようにある時点で何からの事情により部族集団が冬営地として利用するようになったもの、後者ははじめから冬営地として形成されたものであろう。

表7と8は、これら冬営地とされているもの、表9は、ジェマーアトとして記載されているものを列挙したものである。

はじめに確認しておかねばならないのは、これらがなによりも冬営や夏営のための移動の単位を表していることである。冬営地として登録されている場合はいうまでもなく<sup>(84)</sup>、ジェマーアトとして登録されている場合も、個々の集団ごとにそれがどこで夏営し、どこで冬営するかが明記されているからである<sup>(85)</sup>。このことをふまえて、各冬営地、あるいはジェマーアトについて担税者数をみてみよう。まず、冬営地については、最小3人、最大21人で、平均すると10人程度である。一方、ジェマーアトの場合は、最小5人、最大67人で、

表 7

部族集団の冬营地								
	冬营地	所属アシート	所属ナーヒイエ	カルイエ登録 <sup>1</sup>	農耕 <sup>2</sup>	担税者数	チフト数	羊税
1	Rankade	Golbāgi	Ḥasanābād	○	△	14	1 <sup>3</sup>	200 <sup>4</sup>
2	Qara Vays Bolāgi	Golbāgi	Ḥasanābād	×	△ <sup>5</sup>	5		
3	Mir Ahmad	Gol-e Qaysi?	Ḥasanābād	○	△	5		
4	無名 <sup>6</sup>	Ṭurrāji	Ḥasanābād	×	×	14		
5	Čendu?	Ṭurrāji	Ḥasanābād	×	×	8		
6	Šokrollāh	Ṭurrāji	Ḥasanābād	×	×	14		
7	Xiyār <sup>7</sup>	Ṭurrāji	Ḥasanābād	×	×	16		1000 <sup>8</sup>
8	無名 <sup>9</sup>	Ṭurrāji	Ḥasanābād	×	×	8		
9	Kurkedār?	Ṭurrāji	Ḥasanābād	×	×	5		1400
10	Jāmišān?	Čubān Jelow?	Ḥasanābād	×	×	12		
11	Qara Diyān	Čubān Jelow?	Ḥasanābād	×	×	9		400
12	Qār	Mandomi	Ḥasanābād	○	○	21	3 <sup>10</sup>	210
13	Gorjīdār	Mandomi	Ḥasanābād	○	△	15		
14	Jamjam	Mandomi	Ḥasanābād	○	△	3		
15	Darre Refā	Jardāli?	Ḥasanābād	×	△	7		
16	Tir Gerān	Lak-e Vazir	Ḥasanābād	×	△	15		
17	Darune	Lak-e Vazir	Ḥasanābād	×	△	15		
18	Šatīle	Lak-e Vazir	Ḥasanābād	×	△	6		
19	Šāvlū?	Lak-e Hāiji Purlu	Ḥasanābād	×	×	11		200
20	無名 <sup>11</sup>	Ṭum	Ḥasanābād	×	×	7		
21	Kulān?	Virmaryār	Ḥasanābād	×	×	12		

1 カルイエとして登録されている場合は○とし、そうでない場合は×とした。

2 農耕に従事していることが確実な場合は○、牧畜のみ従事している場合は×、どちらか不明なものは△とした。

3 Qara Vays Bolāgiと一括。

4 Qara vays Bolāgiと一括。

5 Rankadeか、Qara vays Bolāgiのうち、いずれかは必ず農耕に従事していた。

6 「上・下ケイラク村にある冬营地」と記されている。

7 perākendeとなっている。

8 no.4,5,6,7およびno.10の合計。

9 「Karre Dui村にあるトゥーラージー族に属する冬营地」となっている。

10 厳密に言うと、この冬营地は、無人のĀsiyāble村と一括されており、このチフト数はこの村の周辺にある耕地をも含んでいる可能性がある。ただ、いずれにしても耕作していたのは、カール冬营地に居住していたマンドミー族のものたちであったと考えられる。

11 「トゥーム族に属する冬营地」と記されている。

表 8

部族集団の冬营地とされている村				
	村	冬营地として利用する部族	所属ナーヒーエ	担税者数
1	Kalegān-e ʿolyā	ʿašīret-i Gol bāgi	Āgājari	11
2	Musak	ʿAli kethūdā cemāʿati, taife-i Barāzi	Mehrabān	-
3	Zin	Jāf ʿašīreti	Dāvān	-
4	Dekāsiyān	Jāf ʿašīreti	Dāvān	-
5	Bele bezān	Jāf ʿašīreti	Dāvān	-

no.2-5については、それぞれの部族集団が冬营地として利用しているとのみ記されており、担税者数不明。また、no.3-5については、冬営しているようだ (kışlarmış) となっており、未確認にとどまっている。

表 9

ジェマーアト					
	集団名	所属ターイフェ	所属ナーヒーエ	担税者数	
1	Šāle pey?	?	Palangān	5	枝村で冬営する
2	Šārekāni	?	Palangān	?	
3	Hoseyn kethūdā	Barāzi	Mehrabān	18	
4	ʿAli kethūdā	Barāzi	Mehrabān	19	
5	Momʿen kethūdā	Barāzi	Mehrabān	23	
6	Mikāʿil kethūdā	Barāzi	Mehrabān	17	
7	Yazdān baxši	Jāf	Javānrud	66	
8	Ināqi	Jāf	Javānrud	67	
9	Harādi	Jāf	Javānrud	25	
10	Ināqi	Jāf	Javānrud	12	
11	Zarudi(1)	Jāf	Javānrud	22	
12	Zarudi(2)	Jāf	Javānrud	12	
13	Zarudi(3)	Jāf	Javānrud	9	
14	Hoseyn Xān	Jāf	Javānrud	12	
15	Mahmud	Jāf	Javānrud	7	
16	Šufi Nabi	Jāf	Javānrud	6	
17	Šeyx Esmāʿillu	?	Dowlat Qalʿe	?	

平均21人程度である。平均では、後者が前者の倍になるが、これにはジャーフ族のうちの2つのジェマーアトの担税者が60人以上になっていることが大きな要因となっており、仮にこれを除けば平均14人程度となる。これらのデータによる限り、冬営や夏営に際しては成人男子3人程度から最大67人まで、ただし、平均すると10人から20人ぐらいの規模の集団が実際の移動単位となっていたのではないかと考えられる。もとより、データの絶対数が少ないため、より多くの事例と比較せねばならないことはいうまでもない。

ところで、部族集団の冬営地と農村はしばしば密接な関係にあったと考えられる。在村農民のいなくなった村が遊牧民に冬営地として利用されることはすでに述べた。このほかにも、それぞれいかなる事情によるかは不明だが、表8に見るように、村が部族集団によって冬営地とされる例は検地帳にもいくつか見られる。また、村そのものが冬営地となる以外にも、ときに村の近辺、ないしは内部に冬営地が作られたと考えられる例がある。たとえば、ハサナーバード・ナーヒエにあるドッラージ族に属するある冬営地の場合、「上・下ケイラク村にある der karye-i Keylak-e 'olyā ve soflā」と注記されており、また、同じくハサナーバード・ナーヒエのカラーディヤーン村の場合、Kışlak der karye-i mezbûre, ba'zı göçer tâifesi kışlayıp (上記の村にある冬営地。いくつかの遊牧部族が冬営し・・・)と、冬営地が村にあり、遊牧民が利用していたことが示唆されている<sup>(86)</sup>。その他にも、他の村と一緒に一つの徴税単位と見なされている冬営地(表のうち、農耕が△のもの)も少なくないが、これは、冬営地が村の近くにあつて、少なくとも税を共同で負担する程度の交渉をもっていたことをうかがわせる<sup>(87)</sup>。

さらに、村のみならず、枝村で冬営する部族集団もあつた。表9にあるように、パランガンにいたシャーレ・ペイ族は、Sorxebānという枝村で冬営していると記されている。

また、遊牧民が冬営地において農耕に従事することもあつたことは、これま



でも知られている<sup>(88)</sup>。例は少ないが、アルグラーン州検地帳によってもこのことは確認できる。たとえば、ゴルバーギー族に属する Kalegān-e ʿolyā 村では、2チフトの耕地、マンドミー族の Qār 冬営地では耕地3チフトがあり<sup>(89)</sup>、通常の村と同様に、小麦・大麦・ミット、飼料用レンズマメとカラスノエンドウのほかに、棉花、タバコ、エンドウなどが栽培されている。また、先に紹介したシャーレカーニー族は、米作に従事していたことが記されている。しかし、表で農耕×となっているものが多数を占めているように、農耕には従事せず、もっぱら牧畜のみを行っていた遊牧民も少なくなかったのはいうまでもない<sup>(90)</sup>。

おわりに

本稿では、検地帳に現れる村落や遊牧民についてその特徴をみてきた。ここで改めて、台帳の記載方法を一瞥しておきたい。そこでは町を除けば、村、枝村、冬営地、部族集団という分類が存在することはすでに述べた。ところが、実際に検地帳を見ていくとこのような分類は必ずしも画然としたものではなく、むしろ、村や枝村が遊牧民によって冬営地に利用されたり、村が荒廃して枝村になったりと、こうした範疇には、相互に重なり合いがあり、変化しうるものであった<sup>(91)</sup>。ここには、村落自体の盛衰・発展と、遊牧民の農耕への従事を含む村落と遊牧民が結びあう密接な関係が表現されているといえる。

この点をふまえつつ、以下にこれまでに見てきたアルグラーン地方における農村と遊牧民の特徴を簡単にまとめ、あわせて本研究の限界と課題についてもふれておきたい。

まず、村についてだが、その規模は、担税者数にして平均14.0人だが、実際には2人ぐらいの、村というにはかなり小さなものから、18人程度が一般的であった。また、周辺の枝村や冬営地を含む村の耕作規模は地形によって左右さ

れるものの、全体的にはだいたい2から3チフトぐらいの耕地をもった村が大半であった。この両者の関係、すなわち、担税者数と耕作規模の関係もまた、地域的に、あるいは村落ごとに偏差がみとめられるが、全体としては1チフトあたり3人程度の農民が耕作に当たるとというのが標準的なあり方であった。

また、村での生産活動は、西アジア一般に見られるように農耕と牧畜からなっていた。農産物としては、小麦、大麦、ミッレット、飼料用レンズマメとカラスノエンドウのほか、棉花、レンズマメ、タバコ、ヒマ、エンドウ、ウマゴヤシなども主要産品となっていた。このほか、河川や湧水を利用した米作も地域によっては行われていた。また、牧畜はほぼすべての村に見られるが、実際にはその規模は地域的に大きな違いがあり、村によっては、耕地が少ないためか、家畜飼養に特化しているところもあった。

また、冬営地といえば、一般に遊牧民のものを考えるが、アルダラーン州では村自体が一つないし複数の冬営地をもち、夏季と冬季で住民が移り住んでいたと思われるところがあった。

遊牧民については、冬営や夏営にあたり、だいたい平均担税者数20人弱の規模で移動していたと推論した。また、冬営地立地の特徴として、村落自体が冬営地に利用されたり、村落内部やその周辺、あるいは枝村に冬営地が設置されることも指摘した。さらに、他の地域においても報告されているように、アルダラーン州でも遊牧民の中には冬営地で農耕に従事していたものがみられた。

以上、本稿で明らかにした農村や遊牧民についての特徴を簡単にまとめたが、しかしながら、課題も少なくない。一つは、これらはいくまでもアルダラーン州という特定の地域に関する台帳1冊から推定された状況であって、他の地域との比較をまっしてはじめてその特徴がいつそう鮮明になり、ここでの結論をより妥当なものにできるであろうということである。この点、冒頭に述べたように、本稿はいくまでも準備作業であり、同時期に作成された他の台帳との比較は不可欠である。

もう一つは、検地帳という史料そのものもつ限界に関わる問題である。確かに検地帳には、他の史料にはない貴重な情報が含まれている。とりわけ、年代記や地方史が中心のイラン史研究にとっては、画期的な史料ともいえる。ところが、所詮は国家が税収を確保するために作った納税台帳である。そこには、各地域固有の土地保有や耕作にまつわる多様な制度と慣行、あるいは農村・遊牧民社会内部の権力構造など、農民・遊牧民社会の具体的なあり方を知るためには不可欠な諸要素の多くが、検地帳という一定の形式にまとめ上げられる過程で捨象されてしまっている。その結果、分析を経て導き出された結論においてもこうした諸側面はほとんどわからずじまいである。たとえば、先に、アルダラーン地方では1チフトあたり3人程度の農民が耕作に当たるのが典型的な耕作規模＝労働力関係であると述べた。しかし、実際に、農民が耕作を行うにあたり、個々の農民が単独で耕作したのか、その場合彼らの間に耕作面積上の格差はあったのか、それとも彼らの間になんらかの共同耕作の慣行が存在したのか、存在したとすればいかなるものであったのか、さらには出作や入作といった労働力の移動はなかったのかといった問題を解かずしてはあまりに漠然とした結論といわざるを得ない<sup>(92)</sup>。残念ながら、こうした点は、検地帳にのみ依拠してその実態に迫るのはまず不可能である。他の種類の史料を涉猟していくほかないであろう。

このように解決すべき課題は多いが、本稿の作業を通じて、イラン関係オスマン検地帳を利用するに当たってのひとつの手法を示すとともに、アルダラーン州という特定地域に限定され、しかもかなり大まかなものではあるが、18世紀初頭におけるイランの地方社会のありようを考えるうえでの一定の見取り図、さらにはそこからさらに研究を掘り下げていくための問題群の一端を提示できたと思う。今後も、ここでの結論をふまえて、一連の検地帳を網羅的に検討し、18世紀初頭という特定時期におけるイラン西部諸地域の農村や遊牧民社会の特徴を明らかにし、前近代イラン社会経済史研究のための基礎的データ

を提供したい。

## 付記

本稿は、エディンバラでの第3回サファヴィー朝ペルシア国際円卓会議(1998年8月19-22日)と東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所「イスラーム圏における国際関係の歴史的展開—オスマン帝国を中心に—」プロジェクト研究会(1999年3月6日)での研究発表をもとにしたものである。発表の際、あるいはその後においても多くの方々から、貴重な批判をいただいた。批判のすべてに答えることはできなかったが、こうした批判がなければ本稿がなかったのも事実である。この場を借りてお礼を申し上げたい。また、史料収集などの調査にあたっては、松下国際財団から研究助成(1998年前期)を受けた。

- 1 本稿では、オスマン側とイラン側双方の史料を用いるが、各用語が使われた史料によって転写方法を適宜使い分けることにする。したがって、オスマン史料に現れる用語は、たとえペルシャ語起源の語であっても、オスマン語の転写法に従う。ただし、イラン関係の地名、人名など固有名詞については、その出典に拘わらず、ペルシャ語として転写する。なお、イスラム暦の月名については、アラビア語の原音に近い形でカタカナ表記する。
- 2 イラン関係オスマン検地帳の史料的価値を最初に指摘したのは、オスマン史家 B. Lewis である。Lewis, Bernard, "Registers on Iran and Âdharbâyjân in the Ottoman *Defter-i Khâqâni*", *Mélanges Massé*, 1963, pp.1-5. ルイスの指摘を受けて、イラン研究者の間でもこの史料の価値が強調されてきたが、Zarinebaf-shahr が博士論文において、タブリーズ市の人口動態を確認するためにタブリーズ関係台帳を部分的に利用しているのを除けば、本格的な研究は未だ存在しない。Zarinebaf-shahr, Fariba, "Tabriz under Ottoman rule (1725-1731)", Ph.D. Dissertation, University of Chicago, 1991. なお、Mehmedov は、ガンジャ州の検地帳に付された法令集を簡単に紹介している。Memedov, Hüsamettin, "1140/1727 Tarihli Defter-i Mufassal Eyalet-i Gence'ye göre Osmanlıların

Sosyal ve Ekonomik Politikası”, V. Milletlerarası Türkiye Sosyal ve İktisat Tarihi Kongresi, Tebliğler, Marmara Üniversitesi, Türkiyat Araştırma ve Uygulama Merkezi, İstanbul 21-25 Ağustos 1989, Ankara, 1990, pp.201-203.

- 3 オスマン朝の検地帳には、検地の直接の記録である明細帳 *defter-i mufassal* とそれを封土（ティマール）授与のために編集し直した簡易帳 *defter-i icmâl* と呼ばれるものがあるが、サファヴィー朝崩壊直後に作成されたイラン関係の検地帳の大半は明細帳である。なお、我が国でもすでに永田雄三氏や三沢伸生氏によって明細帳を用いた社会経済史研究が発表されている。永田雄三「16世紀トルコの農村社会—1531年付サルハン県「検地帳」分析の試み—」『東洋学報』58 (1977), pp. 41-71 (以下、永田『サルハン県』), 三沢伸生「オスマン朝の検地帳に見える遊牧民—1560年付マラティヤ県明細帳の分析—」『アジア・アフリカ言語文化研究』38 (1989), pp. 1-29 (以下、三沢『遊牧民』), 同「オスマン朝治下のアナトリアのまち—東アナトリアのマラティヤ地域の研究から—」『イスラム世界』37/38 (1992), pp.61-84 (以下、三沢『アナトリアのまち』)。
- 4 アゼルバイジャン地方に関しては、オスマン朝が16世紀末に占領した際に作成した検地帳が残されているが、これらは簡易帳であり、そこには、町や村など各集落の担税者数などに関する詳細な情報は含まれていない。
- 5 19世紀に書かれたアルダラーン州に関する地方史によれば、彼は1132年 (1719-20年) にアルダラーン地方の支配者となり、その結果、その権力はキルクークからハマダーンにまで及んだという。彼は、「正義にもとづいて多くの努力をし、コルDESTAーンの住民の安寧に努め、・人々は、彼の治世においてふさわしい安らぎを得た」という。なお、同史料では、ハーネ・メフメド・パシャは4年の間アルダラーン州の中心都市スィネにとどまったが、1136年 (1723-23年) には、息子の<sup>o</sup>Ali Xānにアルダラーンの統治をゆだね、自らはバーバーンに戻ったという。しかし、ミュヒンメ台帳 (後述) の記述を見る限り、そうした事実は認められず、すくなくとも1141年 (1728-29年) の時点でも彼がなおアルダラーン州総督としてとどまっていることは明らかである。<sup>o</sup>Ali Akbar Vaqāye<sup>e</sup> Negār Kordestāni, be taṣṣiḥ-e Moḥammad Ra<sup>u</sup>f Tavakkoli, *Ḥadiq-e ye Nāṣeriye dar joḡrāfiyā va tārix-e Kordestān*, Tehrān, 1364, (以下、Ḥadiq-e) pp.147-148. また、Mirzā Šokrollāh Sanandaji (Faxr ol-Kottāb), *benzēmām-e panj maqā le dar bāre-ye qabāyel-e Kord az doktor Ḥašmatollāh Ṭabibi, Toḥfe-ye Nāseri dar tārix va joḡrāfiyā-ye Kordestān*, Tehrān, 1366, (以下、Toḥfe) pp.135-6 にもほぼ同様の記述があるが、Ḥadiq-e に依拠したものと

- 思われる。なお、アルダラーン州に関する地方史料については、Mardukh, Abdollâh, “Aux sources de l’historiographie kurde”, *Studia Iranica* 21 (1992), pp.103-117 が解説している。
- 6 TT は Tapu Tahrir の略。詳しくは、T.C. Başbakanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü, Osmanlı Arşivi Daire Başkanlığı, *Başbakanlık Osmanlı Arşivi Rehberi*, Ankara, 1992, pp.186-227 (以下, Rehber)。
  - 7 管見の限り、同時期に作成された検地帳のうち、法令集が添付されているのはガンジャに関する TT903に限られる。
  - 8 検地帳と同じく、総理府古文書総局に所蔵されている。Rehber, pp.82-90. なお、この時期のミュヒンメ台帳では、命令ごとに日付が付きされているが、イスラム暦で年月が示され、さらに月を3区分して上旬、中旬、下旬が示される。以下で命令を取り上げる際には、この日付をつけて示す。
  - 9 ミュヒンメ台帳第132冊 (以下, Mühimme 132といた形で略す), p.117.
  - 10 後には、これら三地方に加えてロレスターンの検地も含まれることになる。Mühimme 133, p.280.
  - 11 検地業務の一般的手続きと実施に当たっての指針については、İnalçık, Halil, *Hicri 835 Tarihli Sûret-i Defter-i Sancak-ı Arvanid*, Ankara, 1954 (以下, İnalçık, Arvanid), pp. XI-XXXVI ; Irène Beldiceanu-Steinherr, Nicoară Beldiceanu, “Règlement ottoman concernant le recensement (première moitié du XVI<sup>e</sup> siècle)”, *Südöst Forschungen*, 27 (1978), pp.1-40 ; Barkan, Ömer Lûtfi, *Hüdavendigâr Livası Tahrir Defterleri*, Ankara, 1988, pp.3-144.
  - 12 Mühimme 132, p.165.
  - 13 実際には彼らのほかにも書記が派遣されていたのではないかと思われる。そもそも先の勅令 (Mühimme 132, p.117) では3人の書記が派遣されるとあり、また後で紹介する勅令でも「書記たち」ということばが使われており、複数の書記の存在が確認されるからである。
  - 14 Mühimme 133, p.30. なお、ハマダーン財務官の管轄地域は、ハマダーンをはじめ、ケルマーンシャー、アルダラーンなどここで問題となっている検地対象地域と一致していたものと思われる。
  - 15 Mühimme 133, p. 132.
  - 16 ミュバーシルに任じられたものが検地においてどのような任務を与えられていたのかはわからない。ただ、1138年ジュマーダー・アルアッワル月下旬 (1726年1-2月) 付勅令では、タブリーズ方面の検地のため宮廷門番長の一人

Halil が、また、ほぼ同時期、ジュマーダー・アルアッワル月中旬 (1726年1月) 付勅令では、ガンジャ地方の検地のため同じく門番長の一人 İbrâhîm がミュバーシルに任命されたとある。これらのことから、この時期のイラン関係の検地に関する限り、おそらくは検地役人を補佐するものとして、もっぱら宮廷門番長の中から選出されていたことがわかる。Mühimme 133, pp.76-77.

17 Mühimme 133, p.280. これより数ヶ月前、すなわち1138年シャーバーン月上旬 (1726年4月) 付勅令によれば、タブリーズの検地役人職、財務官職、普請奉行 binâ emîni 職、造幣局長 darphâne nâzırı 職を兼任していた Yeşellizâde Mustafa は、検地役人が町や村を一つずつみずから実際に赴いて検分する必要があるのに対し、財務官はタブリーズにとどまっていることが要求されるとの理由で、検地役人職を解かれている。Mühimmel133, p.181.財務官ムスタファー・フェヒームの場合も、このような配慮が働いたものと思われる。このことは逆に言えば、検地役人が実際に検地の対象となる村や町を一つ一つ調査していたことをあらためて裏付けるものである。

18 ここでは「検地役人たち muharrirler」と複数になっているが、前後の勅令を見る限り、書記ムスタファー・フェヒームと対立したのはカラハサンザーデ・アフメド一人であったと思われる。また、この勅令はハマダーン防衛に当たっていたアルダラーン州総督ハーネ・メフメド・パシャと門番長の一人でハマダーン方面の検地役人である人物の二人に宛てられたもので、後者については名前は明らかにされず空白になっているが、カラハサンザーデ・アフメドであることは間違いない。Mühimme 133, p.359.

19 Mühimme 135, p.126.

20 Mühimme 135, p. 317.なお、オスマン朝が占領したイラン諸地域に対して設定したムカーター (国家によって設定された徴税単位。しばしば徴税請負に出された) を記録した台帳 MM590, p.206 にもほぼ同内容の勅令が記されている。MM は Mâliye'den Müdevver の略で、トルコ総理府古文書総局の分類項目の一つ。詳しくは、Rehber, pp.296-297. また、オスマン朝のムカーターについては、清水保尚「16世紀オスマン朝におけるムカーターの監理・運営に関する一考察—ハレブ財務組織作成の文書の分析を中心として—」『アジア・アフリカ言語文化研究』58 (1999), pp.23-43.

21 町の中でも、州都スイネのみはカサバではなく nefis と呼ばれている。なお、明らかに村と思われるものでもネフィスと呼ばれている例もある。たとえば、カラアテ・アルザーン・ナーヒエの Kalâte Arzân は、総担税者数18人の典

- 型的な村であるが、カルイエではなく、ネフィスとして登録されている。おそらくは、リヴァーやナーヒエと同名の集落に対してこの言葉がもちいられているものと思われる。TT1066, p.215. また, Göyünç, Nejat, XVI. *Yüzyılda Mar-din Sancağı*, İstanbul, 1969, p.56, n.5 も参照のこと。
- 22 メズラアをどのように訳すかは、その機能や親村との関係などの問題もあって難しいが、ここでは「枝村」と訳しておく。メズラアについては, İnalçık, Arvanid, p. XXIX ; Faroqui, Suraiya, “Rural Society in Anatolia and the Balkans during the Sixteenth Century II”, *Turcica* 11 (1979) (以下 Faroqui, Rural Society) p.105 などが参考になる。
- 23 部族集団を表す用語として、検地帳では ‘aşiret, tâife, cemâ’at の3つが使用されている。なお、部族であることと遊牧民であることが同値ではない以上、史料中これらのことばによって指示される集団が皆遊牧を行っていたとは限らないのはいうまでもない。ちなみに、ジェマーアトという語は、検地帳では部族集団のみならず、都市に住むキリスト教徒やユダヤ教徒など非ムスリムに対しても用いられる。
- 24 枝村や冬営地は、特定の名称をもった独立した徴税単位として列挙される場合と、徴税単位としてあげられた別の村に属するものとして言及される場合の二通りある。しかし、大部分が後者の場合であり、多くの村について、その税目表の冒頭に, hâsil ma’ca mezâri<sup>e</sup> ve kışlak と記されており、村にはメズラアや冬営地が付属するするのが通例であったことをうかがわせる。ここに出てくる冬営地をどう理解するかは後述。このほか、通行税や市場税など主として都市の商業・手工業生産に関わる諸税は、ムカーターとして別個に番号が与えられ、独立した徴税単位とみなされていた。
- 25 「担税者なし」の場合は, hâli ‘ani’l-re’ayâ, 廃墟の場合は, harâb と記されている。原則として、「担税者なし」とのみ記されている場合は村の住居などはある程度残存していたのに対し、廃墟の場合は住居自体が荒廃しているという意味合いで使われているものと考えられる。
- 26 検地帳によっては、この台帳でベンナークとジャバとされているものが、それぞれエキンリュ・ベンナークとジャバ・ベンナークと呼称されることもある。なお、耕作民の税制上の分類を含め、農民や遊牧民に課せられた諸税については, İnalçık, Halil, “Osmanlılarda Raiyyet Rûsümü”, *Bulleten* 23 (1959), pp.576-610 (以下, İnalçık, Rûsüm), Çağatay, Neş’et, “Osmanlı İmparatorluğunda Reayadan Alınan Vergi ve Resimler.” *Ankara Üniversitesi Dil ve Tarih-Coğ*



*rafya Fakültesi Dergisi* 5 (1947), pp. 483-511.

- 27 しかし、兄弟や息子の世代がすべてジャバやミュジュレッドというわけではなく、ベンナークである場合もある。なお、ここでベンナークとジャバあるいはミュジュレッドとされた農民たちの関係、とくに土地の保有や耕作において、彼らの間にいかなる違いがあり、また相互にどのような関係にあったかは、検地帳からはわからない。
- 28 ただし、この検地帳では、ジェマーアトとして登録され、彼らに課せられた税目から見て明らかに耕作には従事せず、もっぱら牧畜にたずさわっていたと考えられる部族集団に対してもこうした分類が行われている。
- 29 すべてのサイドやシャイフがこうした免税特権をもっていたわけではなく、場合によっては、普通の農民同様、ベンナークやジャバ、あるいはミュジュレッドとして分類されている。
- 30 台帳の中で唯一貨幣単位がふれられている例として、ハサナーバード・ナーヒエの Qarādiyān 村の場合がある。そこには村の中に遊牧民の利用する冬営地があり、彼らから、ハーネごとに18シャーヒー、羊一頭ごとに1シャーヒー徴収すると記されている。シャーヒーとは、サファヴィー朝の貨幣単位で、1トマンの1/100に相当する。18という数字はベンナーク税（しかもこの台帳では、結果的にベンナークとハーネは同義である）の税額と一致するが、これは偶然であろうか。TT1066, p.75.
- 31 チフト農民がいなくても拘わらず、チフト税が徴収されていることについては後に検討する。
- 32 イナルジユクによれば、15-16世紀においてオスマン帝国の中核をなしていた西アナトリアとトラキア地方においては、ジャバとエキンリュに対し、それぞれ9アクチェと12アクチェが課せられた。ところが、後に征服された中部・東部アナトリアでは、ジャバに対し、12-15アクチェ、エキンリュに対しては18アクチェと、やや高い額が課せられた。さらに、18世紀においては、ジャバとエキンリュに対し、それぞれ12アクチェと18アクチェが課せられるようになった。一方、ミュジュレッドに対しては、16世紀以降も6アクチェにとどまったという。このことは、アルダラーン州検地帳にも当てはまり、ベンナーク、ジャバ、ミュジュレッドに対し、それぞれ18, 12, 6アクチェが課されている。また、後に述べるように、この検地帳ではチフト税は50アクチェであるが、これは16世紀の東部アナトリアの場合とおなじである。İnalcık, Rüşüm, pp.577-592.
- 33 アルダラーン地方の地理については、De Morgan, J., *Mission scientifique en*

- Perse, Tome second, Études Géographiques*, Paris, 1895, pp.47-61 ; Minorsky, Vladimir, "Senna", *EI*<sup>2</sup> ; Nikitine, Basile, *Les Kurdes, Étude sociologique et historique*, Var, 1956 ; Ĥadiqe, pp.43-106 ; Toĥfe, pp.9-49 ; Rabino, H. L., *Report on Kurdistan*, Simla, 1911 などに基づいている。いずれも19世紀から今世紀前半にかけての文献であるが、おそらく検地帳作成当ても基本的な地理環境はかわらなかったであろう。
- 34 Toĥfe によれば、アルダラーン州のほとんどの地域が、その水を河川や湧水に依存していたようである。カナートはスイネのようなおおきな町を除けばむしろまれであった。Toĥfe, pp.9-49.
- 35 州都スイネ以外に、Xorxore, Dowlat Qal'e, Mehrabān, Abromān, Beruze, Saqgez の6つの町が検地帳に記されている。
- 36 Tavernier, Jean-Baptiste, *Les six voyages de Turquie et de Perse*, introduction et notes de Stephane Yerasimos, I, Paris, 1981, pp.258, 271.
- 37 検地帳においては、これらラーフダールを通じての収入が「通行税 rāhdārlik」として一つのムカーターに指定されている。表2を参照。なお、サファヴィー朝期のラーフダールの制度については、Emerson, John and Willem Floor, "Rahdars and Their Tolls in Safavid and Afsharid Iran," *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, 30 (1987), pp.318-327.
- 38 hālī °ani'l-re°āyā と記されていないとしても、担税者名簿が付されておらず、単に特定の遊牧民によって冬营地として利用されていることが示された4村も、ここでは無人の村と見なし、除外する。これら4村については、後に「部族集団」との関係で取り上げる。また、複数の村が一括されている場合で、そのうちの一部の村が無人の場合、それを除いた形で村の数を数え、また税額も配分する。
- 39 冬营地という名称がついていても、遊牧民や村の冬营地として特に明記されていないもので、カルイエとして登録されているもの(11件)は、ここでの分析対象に含む。これらは少なくとも過去においては冬营地であったと考えられるが、検地当時においても冬营地としてのみ利用されたのか、それとも通常の村落と変わらないものになっていたのかは、わからない。ここでは特に根拠はないが、後者の可能性が高いと考えた。
- 40 もっとも、厳密に言えば、複数の村が一括されている場合であっても、それぞれの村に課される税額がその住民数に比例している保証はない。したがってここでの操作は恣意的な要素も含んでいる。
- 41 TT1066, pp.167, 185. ただし、ドウラト・カルエは、担税者数68人となり、以

下に見るようにこの州における村の典型的な住民規模からすると、大きな村ということになる。

- 42 検地帳を用いて人口動態を分析する際にはしばしばハーネ数が基準とされるが、本稿ではハーネによらず、総担税者数によって人口規模その他を分析する。というのも、カサバなど町に住む住民の場合は、必ずしも耕作税上の地位が記されていないため、ハーネの数を算出することができず、従ってハーネ数では村と町の人口規模を比較できないからである。
- 43 彼らが耕作税以外のその他の税について完全に免税されていたかどうかはわからない。しかし、ハサナーバード・ナーヒエの Bāyçū 村の場合、総担税者24名のおよ半数に当たる13名がサイドであるが、彼らについては、Mer-kûmân seyidlerin cedleri Hazret-i Hüseyin raziya-llâhü te<sup>°</sup>âlâ <sup>°</sup>anhu hazret-lerinin sahihü'l-neseb evlâdları olmağla ra<sup>°</sup>iyet kayıt olunmadı (上記のサイドたちの祖先が、ヒュセイン様—彼にいと高き神が満足しますように—の血筋正しき子孫であるが故に、担税者として登録されなかった) という但し書きがあり、サイドの中には担税者名簿に列挙されていても、担税者とされなかった、つまり完全な免税を認められていたと考えられる例もある。註29も参照のこと。
- 44 ただし、これに当てはまらない例も見られる。特に、飼料用レンズマメとカラスノエンドウについては、チフト税50アクチュに対し、25アクチュとにならないものが全データの半数近くに達する。これら例外の存在は、書記の誤りか、あるいは対象村落の生産能力を厳密に考慮した結果ではないかと考える。なお、残りの3つについては例外は少なく、せいぜい1割程度である。
- 45 先に述べたように、無人の村についても、しばしばその耕作規模がチフトで表されて、付記されている。このことは、村ごとにその村全体のチフト数が査定されていたことの傍証となろう。
- 46 ドニユムは、原則的には土地の地味などに左右されない客観的な尺度とされ、1ドニユムは、「建築家の腕尺 mi<sup>°</sup>mâr arşını」を基準として1600平方腕尺、すなわち916.8平方メートルあるいは919.302平方メートルの土地を示すとされた。しかし、Emecan によれば、実際には各地域でドニユムの広さは異なり、イスタンブルとその周辺では、ドニユムは1225平方腕尺 (701.9平方メートル)、アナトリアでは2025腕尺 (1160.4平方メートル)、エジプト、イラク、イランでは、3600腕尺 (2062.9平方メートル) であったようだ。Emecen, Feridun, “Dönüm”, *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, cilt 9, p.521. また、ドニユ

ムとチフトの関係については、永田『サルハン県』p.56 と、İnalçık, Halil and Donald Quataert (ed), *An Economic and Social History of the Ottoman Empire, 1300-1914*, 1994, Cambridge, p.147 に地域ごとの対照表が載せられている。

- 47 この地方については、しばしば村ごとに、Karye-yi mezbûr sengistân yerde vâki<sup>c</sup> olmağla zirâ<sup>c</sup>atlarından öşr mertebesi hubûbât hâsil olmamağla bedel-i öşr resm-i zemîn kayıt olundu. (上記の村は、石の多い土地にあり、耕作から十分の一税に見合う穀物を生産できないため、十分の一税の代わりにレスミ・ゼミンが登録された) と注記されている。TT1066, pp.434-437, 449.
- 48 これ以外にも、以下のような例がある。すなわち、ホセイナーバード・ナーヒエの Xâr Kuşân 村では、3チフトの耕地があることが明記されているが、在村農民はベンナーク農民一人きりである。そのため、個々の税目・税額は記されず、「収穫物と他の税 rûsumât からの収入」という形で簡略化され、総課税額も1846アクチェと少ない。3チフトの耕地をもつ村の大半は、5000-6000アクチェの税を課せられており、1846アクチェという額はむしろ1/2チフトの耕地に相当する。このことは、広い耕地が存在したにもかかわらず、住民がごく少ないことを考慮したものと言える。ここにもオスマン朝当局が住民の能力に応じた課税を原則としていたことをうかがうことができよう。
- 49 台帳に一チフトあたりの税額は明記されていないが、サッケズ・ナーヒエの2つの村、Vanekur と Mâhat Şâh については、それぞれ1/2チフトの耕地にたいし25アクチェのチフト税が課せられている。このことから、1チフトに対し50アクチェであったとわかる。また、おもしろいことに、各徴税単位の名称の右側、欄外にしばしば小さな字で数字が書かれているが、これがチフト税を50で割った数字に一致する。つまり、各徴税単位のチフト数が記されているわけである。なお、他のイラン関係検地帳、たとえば、マラーゲ地方についての検地帳では、1チフトに対し50アクチェのチフト税が課せられることが明記されている。(註32も参照のこと)
- 50 より厳密に言えば、農民といっても、土地保有や耕地経営などの点で、ベンナークとその他(ジャバ・ミュジェツレド)を同列に扱うことはできないかもしれない。しかし、これら3つのカテゴリーに分類される農民が、実際の耕作の面でいかなる関係を取り結んでいたのか検地帳からはわからない以上、こういう形で村の耕作労働力と耕作規模を比較せざるを得ない。また、宗教指導者の中には、名簿には記載されていても、耕作税に関しては免税特権を得ていた

- ものもあり、彼らが果たして耕作に従事していたのかどうかはわからない。とはいえ、その数は決して多くはなく、統計的にはほとんど無視できる規模であり、煩雑をさけるためここでは彼らもまた耕作者とみなす。
- 51 図では、四捨五入による整数値を使っているの、実際よりも多くなっている。
- 52 表に見るように、レヴァーンサル・ナーヒエについては、担税者数・チフト数ともに著しく規模が大きいが、この理由の一端は、レヴァーンサル村が担税者147人、チフト数27という例外的な規模をもっているからである。
- 53 税目に現れた農産物がかならず当該の村で栽培されていたかどうかは確認できないが、後で述べるように、村ごとに収穫物の種類が異なる場合もあり、ある程度、栽培作物の実態に即した形で税の査定が行われたと考えられる。
- 54 これらの製品の存在が確認される村のうち、複数の村が一つの徴税単位として一括され、税額がまとめて記載されている場合は、これらの村すべてにおいて当該製品が生産されたとみなした。
- 55 たとえば、「なし」については、人口規模がやや大きく、他方で耕地の狭い村での栽培が目立つが、これは、なし生産農村の大半が、森林が多く、村あたりの耕地の少ないバーネ・リヴァーにあったからである。(表3参照) 19世紀の史料でも、バーネでは穀物が不足しがちであり、それゆえにサッケズ地方から運び入れていたこと、他方で、果樹などの生産が盛んであったことが記されている。Ḥadiqe, pp.43-48, Toḥfe, pp. 38-41.
- 56 TT1066, p.333.
- 57 台帳では、課税総額のみで羊税を個別に示していないものが66件、もともと羊税の記載がないか、あるいは損傷のため欠落したと思われるのなどが33件ある。表2の平均羊税額はこれらを除いた837村について分析したものである。なお、16世紀においては羊2頭につき1アクチュを課すというのが一般的であったようだが、この台帳においてもこれが適用されるかどうかはわからない。三沢『遊牧民』p.13.
- 58 念のためにいえば、表2に見るように、これらの地方の村の住民規模が他地域に比べて特に大きいわけではない。また、おそらくはこれらの地域が大きな人口を抱える州都スイネにとって重要な家畜供給地として機能していたものと考えられる。検地帳によれば、スイネの担税者数は1425人であり、州内部では圧倒的な規模を誇る都市である。TT1066, ppp.5-21.
- 59 TT1066, p.83.

- 60 TT1066, p.381.
- 61 もちろんここであげた村の住民が（半）定住化した遊牧民である可能性もある。
- 62 地域的には、イエイラク、アーガージャーリー、カマレ、ポシュトラーン、ハーヴ、ジャヴァーンルード、シャーヒーヤーンの各ナーヒエに、それぞれ1村ずつ確認できる
- 63 検地帳に登録された7つの町のうち、ドウラト・カルエを除く6つの町に染色場があった。
- 64 三沢『アナトリアのまち』p.71によれば、16世紀のマラティヤ地方でも染色場をもつ村があったという。
- 65 ただ、表にあるように、タルヴァール村に属する冬营地の中には、無人の冬营地でも帰属関係が表記されている例もある。なお、利用されなくなった冬营地がわざわざ記されたということは、冬营地は仮に使用されなくなっても、それとわかるような何らかの半永続的な形態をもっていたのだろうか。
- 66 Hadiqe, p.71, Toḥfe, p.25.
- 67 村の中には「収入」に冬营地や枝村を含むとされていないもの、あるいは枝村だけが含まれるとするものなどがある。そういう意味では、こうした文言も実態に応じて使い分けられていたと考えるべきかもしれない。また、村の中に冬营地があったとしてもそれが遊牧民によって利用されている場合もある。註30参照。
- 68 特に裏付けはないが、イエイラク・ナーヒエの場合のように、わざわざ冬营地としての村が親村とは別個の徴税単位として扱われているのは、地理的にやや親村から離れていたからであって、地理的に近接している場合には、他の多くの村がそうであるように、親村と一括されたのではなかろうか。なお、Toḥfeには、イエイラク地区についての説明の中で、dar Saʿidābād, qešlāq-e Mobārekābād, melki-ye in bande ke tāzeābād mibāšad（新開地であり、私の所有する、モバーレカーバード村の冬营地であるサイダーバードにおいて・・・）というくだりがある。これは、モバーレカーバード村の冬营地としてサイダーバードがあらたに作られたことを指しているものと考えられる。Toḥfe, p.26.
- 69 村に住む農民が夏に山に登る例もある。19世紀初頭にパーネ地方を旅行したリッチは、この地方のある村の住民が夏の間、山の上に天幕を張り、そこで暮らしていたと報告している。Rich, Claudius James, *Narrative of a Residence in*

- Kurdistan and on the Sites of Ancient Nineveh*, London, 1836, vol.1, p.195.
- 70 在村農民がいる場合、たとえば一人の場合は総課税額はだいたい1000アク  
チェから2000アクチェである。
- 71 遊牧民に対するこれらの税については、三沢『遊牧民』pp.12-20.
- 72 TT1066, p.149.
- 73 この村の場合、特に「担税者なし」と明記されていないが、在村農民のいな  
い村の場合と同様に、「収穫物と冬営地・牧草地税からの税収」とされ、また担  
税者名簿も付されていないことから、無人の村であったと考えられる。TT1066,  
p.339.
- 74 TT1066, p.192.
- 75 TT1066, pp.161, 371. このほか、無人の村が住民のいる他の村と一括されて税  
額が記されている場合が少なくない。この場合、明記はされていないものの、  
無人の村の耕地を他の村の住民が耕作していたと思われる。
- 76 TT1066, p.146. こうした例は、もちろん他地域においても見られた。Faro-  
qui, *Rural Society*, p.105.なお、通常、枝村は特定のひとつの親村に付属してい  
たと考えられるが、検地帳の中では、以下のような例もある。すなわち、タナ  
ツヴァレ・ナーヒエの Jenäre 枝村では、Qarajāh と Duyše の二つの村の住  
民が耕作に従事していることが記されており、一つの枝村にたいし、複数の村  
の住民が利用することがあったことがわかる。TT1066, p.388.上記 Faroqui,  
*Rural Society*, p.105 でも、一つの枝村が、複数の町、村、遊牧民によって共有  
されることがあったとしている。
- 77 Ḥadiqe, p.111.
- 78 Toḥfe, p.71.
- 79 *Ṭavāyef va ʿašāyer-e Kord*, Mahābād, 1986, p.23. 書名、著者名、制作年代い  
ずれも未詳のこの史料については、Mardukh, *Sources*, p.115 を参照のこと。
- 80 検地帳に記載されたジャーフ族のジェマーアトの中には、オスマン領のシャ  
フレズールで冬営し、アルダラーン州で夏営するものもある。たとえば、イナ  
ーキー・ジェマーアトの場合、シャフレズールの Şemirān で冬営し、アルダラ  
ーン州のシャーフー山の麓で冬営していたという。TT1066, p.457.
- 81 Tavāyef, p.23.
- 82 Tavāyef, pp.12-13.
- 83 先に述べたように、部族集団を表すことばとして、検地帳にはアシーレト、  
ターイフェ、ジェマーアトの3つが現れる。アシーレトは、もっぱらある冬営

地がどの部族に属するかという帰属関係を表現する場合に用いられている。ターイフェとジェマーアトはしばしば一緒に用いられて、後者は後に見るように主として冬営地や夏営地の間を移動する際の単位を表し、前者は後者を包摂するより大きな集団としての部族を表していると考えられる。たとえば、表9と10にあるように、ジャーフ族の場合は、ターイフェともアシーレトとも呼ばれている。

- 84 ただし、それぞれ別個に冬営する部族集団が、夏営地で合流する場合もあり得たと考えられる。
- 85 ジャーフ族の中でも、先に(註80)紹介したように、ジェマーアトによっては、オスマン領のシャブレズールにあるシェミーラーンで冬営し、夏はアルダラーン州のジャヴァーンルードで過ごすものもあれば、アルダラーン州内部で冬営と夏営を行うものもあった。また、バラズイー族は、メフラバーンにある村で冬営し、またその近くで夏営していたという。TT1066, pp.341, 457,458.
- 86 註30, 67参照。
- 87 三沢もまた、16世紀アナトリア東部のマラティヤ県に関する検地帳を分析しながら、村で冬営する遊牧民が少なくなかったことを指摘している。三沢『遊牧民』pp.20-25.
- 88 たとえば、永田『サルハン県』pp.52-53, 60-62, 三沢『遊牧民』pp.20-25.
- 89 表7の註10も参照。
- 90 表で△の印のついたものは、いずれも他の村や冬営地と一括されて税目・税額が記されているため、そこで農耕が行われていたかどうかは確定できない。
- 91 既述のごとく、町の周囲ないし内部には耕地が広がり、また、ドウラト・カルエやホルホレのように、カサバの中には住民のほぼすべてが農民と規定され、人口規模も比較的小さく、通常の村とほとんどかわらないものもあった。この点、町と村を厳密に区分することは難しい。また、確認はできないものの、冬営地として形成された集落が、後に普通の村落と変わらないものとなっていた場合もあったに違いない。
- 92 もっとも、今世紀前半にイラン各地で調査したと思われるラムトンは、コルデスタン地方において、数人の農民が組になってジョフトを経営するのが一般的であったと報告している。検地帳から導き出された結果とこのラムトンの証言の間には何らかの関連性があるに違いないが、これを明らかにするのはやはり今後の課題である。ラムトン、アン・K. S.著、岡崎正孝訳『ペルシャの地主と農民—土地所有と地稅行政の研究—』東京、1976, p.375.



オスマン検地帳に見る18世紀初頭イランの地方社会 (1)

同時代のイラン (西半分のみ。点線はオスマン帝国とのおおよその境界)

